富山福祉短期大学紀要

福祉研究論集

第4号 2004年3月

目 次

石	津	孝 治	心理療法実践における共感概念の検討 -行動化を繰り返す男性の事例から-	(1)
久	保	美由紀	社会福祉サービスにおけるアクセス保障に関する一考察 -ある「餓死」事件の事例を手がかりに-	(9)
杉	谷	利枝子	「子どもを理解するということ」について -保育実践に基づく子どもと保育者の関わりからの一考察-	(19)
永	野	なおみ	知的障害のある人の家族支援に必要なもの ー家族へのインタビューから読み取れるもの-	(25)
森		恭子	学童保育指導員の事例検討会のあり方について	(35)
森		美佐紀	公共的スポーツ施設の利用からみた地域における障害者スポーツの現状と課題 一 富山県について –	(45)
安	留	孝 子	若年労働の諸問題 -若者の職業意識の変化―	(49)

心理療法実践における共感概念の検討 - 行動化を繰り返す男性の事例から-

The Examination of Empathy on the Practice of Psychotherapy

- Through a Case of a Male Patient Who Repeats Acting-out -

石津孝治 Kouji Ishizu

英文アブストラクト

This study examines the concept of empathy, which is required as the basic attitude for a therapist. The examination is carried out through the practice of psychotherapy for a male patient who repeats acting-out. As the technical aspect of empathy, the author discusses an imagination of a client's experience, and as the functional aspect of empathy, he discusses building relationship and encouraging therapeutic development. Moreover, as the essential element of empathy, he discusses "being" of a therapist for a client's fierce and deep emotions latent in acting-out. Keywords: empathy; acting-out; being.

アブストラクトの日本語訳

本論文では、セラピストの基本的態度である「共 感」の概念について検討した。この検討は、行動化 を繰り返す男性患者の心理療法過程によってなされ た。共感の技法的側面として、クライエントの体験 を想像することが論じられ、また、共感の機能的側 面として、関係性の成立と治療的展開を促すことが 論じられた。さらに、行動化の背景にある、クライ エントの激しく深い感情に対して、セラピストが 「存在すること」が共感の本質であることが論じら れた。

キーワード 共感 行動化 存在すること

1. はじめに

「共感」はロジャース学派の心理療法実践におい て、クライエントのパーソナリティー変化を促すた めの基本的条件の一つである(Rogers,1957:訳書127 ~128)のみならず、学派を超えて必要とされるセラ ピストの態度であるといわれる。しかし、それがあ まりにも基本的な態度であるためか、あるいは日常 生活においても使用される言葉であるためか、「共 感」の臨床的概念について論じられことは少ないよ うである。それには、セラピスト個々人によって、 共感の定義づけや臨床実践における位置づけがかな り異なるという事情もあろう。したがって、特に事 例研究による共感概念の検討は今後も積み重ねが必 要ではないかと思う。本論文では、事例研究によっ て、共感の技法や機能といった観点から臨床的共感 の概念について検討したい。

2. 事例の概要

- (1) 主訴 薬物をやめたが欲しくなる。いらいらする。
- (2) クライエント(以下C) 20代後半男性。
- (3) 来院までの経緯

当医院に来院するまでの10年ほどの間、自殺企図 や自傷行為、不眠、うつ状態などを主訴として、 数ヶ所の精神科の病院に通院、入院を繰り返してき た。そして当院受診の数年前から、不安やうつ状態 を改善しようとして薬物に依存するようにもなって いた。来院の一年程前に薬物をやめたが、いらいら や不安が高じるようになり、妻に対し再び薬物を摂 取することの許可を要求するようになった。

(4) 面接の経過

主治医より、筆者(以下Th)に対して、妻とClについ てそれぞれ個別に心理治療を行ってほしいとの依頼 があり、Thが両者の担当となった。面接時間は一回 30分である。面接頻度は、#21までは週一回、#21以 降は二週に一回である。以下にClに対する面接の経 過を記述する。Thの発言は<>、Clの発言は「」で表 す。なお、事例が特定されることを避けるため、事 例研究として差し支えない範囲で修正を加えた部分 がある。

第一期

#1Clは自分から発言することはほとんどなく、Th に問われた事柄についてのみ簡単に答えるだけで あった。治療面接を受けることについては、「妻が来 るなら自分も来る」と述べ、モチベーションはほとん ど感じられなかったが、それほど拒否的でもないと いう態度であった。大量服薬について触れると「小さ いころからずっと、死にたいというのがあった |と言 う。<小さいころから?>「だいぶ親が厳しかった。半 分虐待かもしれない」。その「虐待」について、「そ んなに悪いことはしなくてもたたかれた」「成績悪 くなったら教科書を燃やされた」と話してくれた が、何ら感情は伴っておらず、事実のみ伝えるとい う調子であった。しかし、語っているうちに表情は 和らいできて、「こういうことは話さなかったの で」と、戸惑いと、語れた満足が混合したような ニュアンスで言う。#2今回も沈黙が多く、Cl自身も 「聞かれたことしか答えられない」と述べる。トラ ブルが妻との関係で頻繁に起きているので、#1でCl の語ったような体験があると、一般に妻に対して心 地よさを求めるものであることを説明し、水を向け ると、Clは「そう。でもそれを嫌がるんですよ」と 妻との関係について少しずつ述べていく。Clとして は「くっついて寝たい」のだか拒否されるという。 また「自分は必要ない人間なんじゃないか」と考え てしまい、けんかになるという。Thは、妻がClに とっては極めて大切な存在になっていること、子ど もの頃からそのような体験をしてきたので、妻から 拒否されるのはかなりの痛みであり、それで「必要 ない」と思うほどになることなど、Clの体験を説明 し、支持する。

第二期

#3、#4では、当院来院以前の大量服薬やリスト カットに及んだ経緯が、以前交際していた女性(Fさ ん)との関連で語られる。簡単に要約すると次のよう になる。「Fさんといるといつもおかしくなる、爆発 するような感じ。ClとしてはFさんに死んで欲しかっ た。Clはいつも一緒にいないと不安なので常に二人 で行動したかったが、Fさんはそうでないからいつも 争いになった。だから、死ぬ理由を探していたの と、その人に仕返しをしたい気持ちもあり、何度も 手首を切ったり、大量服薬をして病院に担ぎ込まれ た。リストカットするときは、わざとFさんの目の前 でやったり、部屋中に血を滴らせておいたりし た。」#4では妻に対する関係も語られる。その内容 は次のようである。「ずっと一緒にいる。一人だと 不安、寂しい気持ち。出かけるときも常に二人であ る。家の中でもくっついてないと落ち着かない。Cl は、仕事はしたいのだが、仕事に行っている間に捨 てられるのではないかと不安である。」#5気分の状 態は「いつもの通りよくない。死にたくなることも 頻繁にある」という。また妻は、「勝気な人で自分 の過ちを認めない」ので、Clの要求が通らず、大喧 嘩になってしまうことがある、など批判も語られ る。あらためて#6でこの妻との関係についてThが、 そのような大事な対象に自分の気持ちが通らないの は大変な苦痛ではないかと指摘すると、Clが原因で 妻の具合が悪くなったと言われたこと、それは最も 言われたくないものであること、そのようなことで Clが落ち込んでも、「それはあんたの勝手でしょ」 等と言われることなどを述べる。#7では「何もやる 気がおきない。何かやろうとすると頭の中がぐちゃ ぐちゃになってしまって冷静に考えられない。イラ イラが抑えられない という状況であるが、#8では 「少し気分が楽になった」という。それは夫婦間 で、自分から死なないこと、浮気等しないこと、の 二点について約束したからだという。しかしこれは 一時的なもので#10では気分の状態が悪化している。 <きっかけでもあったんですか?>など働きかけても沈 黙。<この前約束をしたと言っておられましたね> 「それも信じられない」Thが言葉をかけるが、それに 一言答えてもすぐ沈黙するという状態であった。ま たこの回は、当院で処方されている薬が効かず、イ ライラが抑えられないことをThに強く訴える。その 際感情が非常に高ぶり興奮し、「どうしたらいいん ですか!」と詰め寄ることが何度か見られる。再び #11では比較的機嫌がよい状態で、仕事の面接を受け るという話題などが出ている。

第三期

#12で一転して状態が悪化する。「事あるごとに自 分が悪いと言われる。迷惑かけている。自分がいや になってくる」「自分が生きているからいけないのか と思う」など、自己嫌悪感と自分の立場が尊重され ない恨みから、希死念慮が強くなる。実家の両親に も迷惑をかけていると言うが、両親は治療して治る のであればその治療費用は負担するとも言っている という。Thには、Clの「迷惑かけている」という言 葉は、それまでに語られた両親との関係からは一面 的なものと思えたので、両親のClに対する言動につ いて、Clにも言い分があるのではないかと指摘して みる。するとClは、子供の頃来客があった時、「お まえは恥ずかしいから出てくるな」と言われたこと を想起する。さらに最近妻に、Clが妻に対して文句 ばかり言うのは、Cl自身が両親から文句ばかりいわ れて育てられたからではないのか、と指摘され、そ れまでは思い出したことがなかったが、その当時の 感情が思い起こされたという。その感情についてCl は、「いつものことだったので悲しいとは思わない けど、ただ怒られるのがいやだった」と述べ、さら に「あんたなんか生まなきゃよかった」と日常的に 言われていたことも思い出した。Thには、冷え冷え とした温かみのない空間に放りだされ、孤独なClの 少年時代のイメージが想像される。<それはつらかっ たでしょうね>と言うと、「怒られていることが悲し い、苦しい」と、治療面接を開始して初めてCl自身 の感情らしい表現をし、さらに、日が落ちてから帰 ると、「たたかれ、怒られ、出てけと外に放り出さ

れた」ことも想起する。#13十数回分の薬を一回で服 用する行動化が起こる。「どうすれば誰にも迷惑か けずに死ねるかを考えていたら疲れて」大量服薬し たという。妻の精神状態が悪くなった原因が自分で あるので、自分がいなくなればよい、という。そし てThに対し「死んでもいいですよね!」「俺が悪いん ですよね」と何度も問う。Thは、前回同様、全て自 分が悪いとする裏の気持ちに焦点づけようとする。 するとClは、Clが故意でないのに弟が怪我をしたこ とでしかられ、家の外に出されたことや、他の子が 弟を怪我させたのにもかかわらず、その後10年にも わたり両親に責められたことなど語り、「そんなこ とばかりだった、生まれてこなければよかった」と 言う。ThにはClの「死にたい」気持ちの背景が理解 できるように思え、またClがそのように考えても当 然であろうと感じられた。そして「そう思われるの も無理はないですね」「寂しかったでしょうね」な どと言語化する。面接の後半は落ち着いてきたが、 この二日後再び大量服薬により救急車で搬送され、 一週間の入院となったことを#14で知る。そのきっか けとなったのは、妻によって書かれた、妻にとって Clは必要ない存在であり、愛情もない、との主旨の 文書をCIが発見し読んだことによる。現在CIにとっ て支えとなっている妻であるので、Clのショックは 大きく、前回にも増して激しく感情が高ぶり、Thに 対して「もう死んでもいいですよね!!」「死にます」 と詰め寄る。妻は「別れない」とは言ってるが、Cl にとっては最早信じられない、しかし一方で「捨て られるのはいやしだという。この回の面接の大半は Clの「死ぬ許可」の申し出に対する対応に費やされ る。前回のように「死にたい」訴えの背景がThには 腑に落ちるとともに、どのような「慰め」も無意味 であると思えた。ThはClのショックと絶望の気持ち を時々言語化しつつもClの激しい感情の噴出に付き 合う。面接の最後にはいくらか落ち着きを取り戻 す。Thが、Clにとってまだ妻は必要かと尋ねると即 座に「はい」と答えるので、妻も別れる意志がない のであれは、その方向で努力してはどうかと提案す る。#15新たな「最悪の事実」が発覚したという。あ る個人に対して前回明るみに出た文書と同様な文書

をある個人に送っていたとのことであるが、Clは、 自分が死ねば両者の両親に迷惑がかかるので、これ らの事実を説明してから死のうと思っているとい う。Thは、Clと妻の両者の意志(当面は離婚すること のないこと)を確かめつつ、今後の両者の関係の方向 性について次回合同面接を最初に行うことによって 確認することを提案した。#16最初に合同面接を行 い、両者のそれまでの苦難をお互いのできる範囲で 理解し、これから建設的な関係を創っていくことに ついて確認した。Clは来院した時から震えており、 妻にぴったりと寄り添っている。そうしてなければ 不安で仕方がないのだという。その後の個別面接 で、「くっついてないと不安で落ち着かない。何が不 安かもわからない。寂しくて寂しくてしょうがない」 と述べる。さらに、その不安に加え、対処できない ほどのイライラが高じてきて、妻に怒鳴ったりして いるという。

第四期

#17では前回合意した方針が守られていないという 妻への不満が語られるがそれほど混乱した様子はな い。#18も同様に妻への批判があるが、両親とClの行 動化の関連について話題が及ぶ。Clが実家で同居し ていた頃、Clは大量服薬と「手首を思い切りきる」 ことにより、何度も両親によって病院に搬送された という。その際両親は「一応は自分の息子」なので 「泣いていた」というが、Clのそれらの行為につい て、両親との間で話し合うこともなかったという。 過去の「虐待」の体験について、Clから両親にいく らかほのめかしたことがあるというが、「何を話し ても覚えがないといわれる。都合の悪いことは忘れ るので」という。#19では妻に対する不満も語られな くなり、Thが両親への気持ちに焦点付けようとして も、ほとんど発展しない。#21にはそれまでにない明 るい表情が見られるようになる。以降、Thの転勤に より治療面接が終了となる#33までにCIが不安定にな ることはなく、行動化も見られず、面接の話題も仕 事の選択や仕事の面接を受けに行くこと、行ったこ と、などの現実的なものがほとんどになる。

- 3.考察
- (1) 見立てについて

Clは複数の医師から「人格障害」と診断されたと言 い、自らもそうであると思うとThに述べていた。 Clの不安定な二者関係やコントロールしがたい感情 の激しさ、頻発する自己破壊的行為、職業選択の放 棄、強い「見捨てられ感情 |などの特徴は、確かに境 界性人格障害のそれを有しているものと思われる。 妻も同Thに心理治療を受けることとなったが、妻自 身Clと同様かそれ以上の苦悩を抱えており、Clに対 する否定的感情も持っていた。しかし、少なくとも 当面はClと結婚生活を継続していかなければならな いという認識はあり、心理治療を行う前提となるこ とも確認したので、Thには、Clの抱え環境としてい くらかは機能してほしいとの期待があった。初回面 接ですでに「虐待」をほのめかしていることやClの症 状の様相から、いずれは底にある強烈な否定的感情 を扱っていく必要があると考えた。

(2) 共感的理解の対象

共感的理解がなされるには、症状の意味について 知ることも必要である。本事例における症状の意味 について、主に行動化との関連で検討したい。

Clは数年にわたり自傷行為や大量服薬を繰り返し ていた。大量服薬は、治療を開始してから二回生じ ている。一回は、「どうしたら妻に迷惑をかけずにす むか」考えてのことであり、もう1回は、妻によって 書かれた文書の発見がきっかけとなっている。過去 の行動化も交際していた女性との関係の中で生じて いる。行動化のメカニズムについてMasterson(1980: 訳書19)は、「見捨てられ抑うつ」に対する防衛であ るとし、成田(1989:77)は「自己と不可分の共生的対象 の喪失」の意味を持つ出来事によって生じ、「自分を 見捨て共生的関係から離れていこうとする対象を処 罰しようとする欲求が含まれる |とする。Clの場合も 妻や交際していた女性との関係、つまり共生的対象 との関係において生じている。ここで、自己破壊的 行動にまで及んでしまうのは、「共生的対象の喪失」 という事態がClにとっては甚大なダメージであり、 そこに生じる強烈な不安や悲しみをClが抱えきれな いためであろう。

Clは#10で、Thに対して、自分ではコントロール できないイライラを訴えたが、その際かなり興奮 し、感情的であった。また、#13#14の面接におい ては、やはり感情の高ぶりとともに、Thに対し「死 ぬ許可」を強く求めてきた。境界例のクライエントが このような、いわゆるアクティング・インと呼ばれ る面接中における行動化を起こすことは、比較的多 くある(牛島,1996:151)。

いずれにせよ、境界例のクライエントは、自らの 自我では処理できないほどの激しい感情を潜在的 に、そして持続的に有している。それが病的な行動 化を引き起こしているので、その背景にある感情を どう扱うがが心理治療の一つの焦点となるであろ う。

(3) 共感的理解の技法-クライエントの世界を想像すること

共感的理解がなされるには、クライエントの体験 をセラピスト自身のものであるかのように感じるこ とが必要であった。そしてこれは単なる言葉による 反射ではない。ロジャースの真意が誤解されて実践 された事情について村瀬(1997:18~19)が解説している が、そこで村瀬は、本来ロジャースの「反射」(リフレ クション)の技法は、クライエントの言葉の機械的な 繰り返しではなく、治療者の中を十分に潜り抜ける ものであることを指摘している。その結果がセラピ ストの言葉のみならず態度によっても表出され、そ れがクライエントに伝達されることになるのであ る。面接中このような態度を持続するよう努力され るが、その際セラピストにイメージが惹起されるこ ともある。たとえば、#12で、両親によるClに対する 冷たい言動の記憶をClが想起したことがきっかけと なって、Thにはそのときの情景と思われるイメージ が惹起されてくる。このThの想像内容とClの実際の 体験場面とは、もちろん異なっていようが、それは 「治療者の中を十分潜り抜ける」ことに寄与するもの であると同時に共感的理解をセラピストの実感とし て増大させるものでもあると考えられる。クライエ ントの内的世界を理解する際にセラピストの実感が 必要なのは、共感的理解がセラピストの枠組み内 で、セラピストが納得することによってはじめて可

能になるものである(氏原,1985:133)からであり、その ようなセラピスト側の能動的な作業が不可欠である からである。

(4) 治療における共感の機能

上記のようなセラピストの作業によって、その共 感的理解の内容が言葉や態度、雰囲気によってクラ イエントに伝達される。ここでは、このような共感 的理解の伝達が、どのような治療的意味を持つのか 検討する。

(a) 関係性の成立

何らかの方法でセラピストが理解していること が伝われば、クライエントは理解されていると感 じ、セラピストへの信頼感を徐々に培っていく。 そしてクライエントが自分の弱点や傷を検討して いくのに必要な関係性が成立していく。初回面接 において、Clが「こういうことは話さなかったの で と言っているが、これは、Clがわずかながらも 「理解された」実感をもったことを示していると思 われる。初回面接からすでに関係性の構築は始ま るのである。 Clは、初回から「虐待」についてほ のめかし、その後少しずつそれについて語ること ができたものの、全般的に自己の感情や考えを述 べることが、かなり苦手であると思われた。この ことは頻発する行動化を助長する要因であるだろ う。したがってThは、Thに「共感的に理解された 内容」を比較的積極的に言語化する介入を行って いる。例えば、#2で、一般的に人間はある状況で はある感情を抱きやすい、という形で説明した り、Clの体験内容を説明したことなどである。特 に、治療への動機づけが低く、しかも行動化とい う病態の方向性をとるクライエントに対しては、 このような働きかけが有効なのではないかと筆者 は考えている。

ところで、関係性の深まりには、ロジャース学 派の態度条件の「受容」(Rogers,1957:125~127)にも 大きな役割がある。受容の態度がなければ「共感」 は促進されないであろうし、「共感」の積み重ねが なければ深い「受容」にはいたらないであろう。実 践では一方がもう一方によって刺激されつつ、ク ライエントの理解が深まり、また関係が深まるの である。したがって、Clの自傷行為や自殺行為、 妻への幼児的な依存など、終始一貫して否定的な 評価を与えず、Clが現在そのような行動をとらざ るを得ないことを認めていくことが必要であろ う。

(b) 治療的展開を促すこと

#6のThの働きかけによって、内向しがちなClの 攻撃性が、不満の表出へと転換されている。また #12でも、「迷惑をかけている」という内罰的な言動 から、子ども時代の外傷的体験の想起への転換が 起こり、さらに、その素材が刺激になって、Thに 共感的理解が促進され、それがまたClにフィード バックされるという連続するプロセスが生じてい る。共感的理解には、このような新しい素材の浮 上と統合作業の循環を促し、治療的展開をもたら す機能がある(Berger,1987:訳書118)。あるいは、基 底にある感情への気づきを増大させる機能がある (Bearns&Thorne,1988:訳書55)ともいえる。ここで 統合や気づきという意味は、クライエントが自ら の自我機能では処理不可能であった要素を処理し ていくプロセスと理解してよいであろう。このよ うに、共感は新たな展開と統合を促すのである が、統合のプロセスにも共感が支えとなる。一般 に、自我機能の処理限度を超えるような体験要素 は身体的感覚的な特徴をもっており、そのような 性質の体験要素に対し、感情的言語的な処理のプ ロセスを促進させることが必要である(石津,2002)。 具体的には、セラピストとクライエントの関係性 に支えられ、クライエントの手に余る感情につい て、セラピストが理解した事柄を言葉にすること によって、その感情を同定していくプロセスを、 クライエントのペースで行っていくことによる。 本事例では、例えば#12で、Thの「つらかったで しょうね |の発言に続きC1が「悲しい、苦しい |と 自分の言葉で表現し、なおかつその感情を再体験 していく部分などが挙げられる。

(5) 深い感情に共感すること

面接中C1の語る事柄の中には、#13、#14で「死 ぬ許可」を求めることなどにみられるような強烈でネ ガティブな感情や衝動がある。このような場合、セ ラピストによる、「治療者の中を十分に通り抜け」 ない「死にたいんですね」などというパターン化さ れた応答は全く効果がないといえるだろう。それど ころかクライエントはその白々しさに対し、ますま す怒りを表出するなどの反応をせざるをえなくなる だろう。心理治療を継続するためには、実際の自殺 行動をセラピストが制限するといった限界設定が必 要となる場合があるが、それと同時にクライエント のこのような言動を生じさせる要因についての「共感 的理解」が重要なのではないかと思われる。

本事例においては、Thは一方で自殺は止めなけれ ばならないと思いながらも、また一方では、C1が 死にたいと思う背景、幼少のころから死への願望が あったというClの言葉に対して、Thは徐々に腑に落 ちるようになってきていたし、ClがそれをThにぶつ けたいという要求を持っているようにも思えた。し たがって、高ぶる感情を伴った「死の許可」の要求と いう形をとったため、Thは大きな圧力と緊張感にさ らされたが、一方でこれらの死にたい気持ちにでき るだけ添いたいと思った。#13、#14においても可能 な限りこのような姿勢で対応したが、Thにそのよう に思われば思われるほど、小手先の技法では対応で きないと感じられたし、無論、慰めの言葉や励まし も無意味であると感じられた。このような状況で は、Winnicott(1971)の区別を援用すれば、セラピス トが何かを「行うこと」よりは「存在すること」が重要 であるといえるだろう。「存在すること」とは、クラ イエントの深くて強烈な悲しみや怒りを、小手先の 技法や慰めなどの「逃げ」の手法によって処理しよう とするのではなく、その深い悲しみとともにとどま ろうとすること、ともいえよう。ClとThがこのよう な作業に取り組んだ第三期を通過し第四期に入る と、Clは不安定な状態になることはほとんど見られ ず、面接中の話題は仕事に関することなどの現実的 な内容が多くなった。第三期のそのような作業の結 果、Clの抱えている深くて激しい感情が表出、再体 験され、ある程度統合されたと思われる。このよう な、Clの困難な作業を支えるのがセラピストの共感 機能なのである。

筆者は上述のような「存在すること」が臨床実践に

おける共感の本質なのではないかと考えている。こ れはRogers(1951)が、「セラピストが心から死が選択 されてもよいと思うときこそ、生が選択されるので ある」と表現する態度であろう。この言葉は、クライ エントのどのようなネガティブな感情であれ、セラ ピストが「存在すること」によってひたすら添ってい く態度を貫くことが、クライエントの自己成長を促 すことを意味しているのである。セラピストがこの ような態度をとることが可能になるのは、前述した ように、クライエントの体験を想像する姿勢によっ てであるが、筆者はセラピストが人間存在の暗い側 面に対してどれだけ開かれているかという要素がそ れを助長すると考えている。すなわち、例えば我が 子を虐待する親は存在するし、その被害を被れば愛 情対象に「死んでほしい」と願うかもしれないし、「死 にたい」衝動を抱えることにもなる、というような破 壊的な側面を確かに人間は有している。またそれら の激しい憎悪や死への傾性の底にある、深い悲しみ や、他人ではなくなぜ自分がそのような「不幸」にあ うのかという「不条理性」(石津、2001)もあろう。この ような人間存在の暗い側面をセラピストが深く認識 することは虚無主義に陥ることではないし、クライ エントとともに嗜癖的にその領域に浸ることでもな い。逆に「現実世界はそのようなものだけど、あなた はどう生きますか?」という問いを、クライエントに は実際に発しないにせよ、心の中に保持することが 可能となり、それがクライエントの自己成長力を信 頼することにつながるのである。Thが#14で、それ まではClの「死にたい気持ち」に添いながらも、面 接の最後で、Clにとって妻が必要なら、妻と上手に 付き合っていく努力をすることが現実的であると提 案したことがその現れであるし、#16で合同面接を 行ったこともそうである。そのようなセラピストの 在り方は、クライエント側から見れば、自分の中に ある底知れない暗い感情や衝動に触れ、探求してい く作業を可能にする環境であり、また現実を見失わ ない環境なのである。

〔引用文献〕

Berger,D.M. 1987 Clinical Empathy. Jason Aronson Inc. (角田豊 他訳 1999 臨床的共感の実際 人文書 院)

石津孝治 2001 うつ病のカウンセリングにおけ る悲哀の仕事と喪失の日本的受容 – 初老男性の事 例を通して カウンセリング研究,34,60-68.

石津孝治 2002 心的外傷のカウンセリング -暴 力を受けた女性の事例から-カウンセリング研究 ,35,59-66.

Masterson, J.F. 1980 From Borderline Adolescent to Functioning Adult.New York:Brunner Mazel. (作田勉・ 眞智彦・大野裕・前田陽子 1982 青年期境界例の精 神療法 星和書店)

Mearns, D.& Thorne, B. 1988 Person-Centerd Counseling in Action. Sage Publications. (伊藤義美 訳 2000

パーソンセンタード・カウンセリング ナカニシ ヤ出版)

村瀬孝雄 1997 フォーカシングからみた来談者 中心療法(村瀬孝雄 編 心の科学74 ロジャース)日 本評論社 14-21.

成田善弘 1989 青年期境界例 金剛出版

Rogers,C.R 1951 Clientg-Centerd Therapy-Its Practice,Implication,and Therapy. Boston:Houghton Mifflin. (友田不二男 訳 1966 ロージャズ全集3サ イコセラピィ 岩崎学術出版社)

Rogers,C.R 1957 The necessary and sufficient conditions of therapeutic personality change. J.consult.Psychol. (伊 東博 訳 1966 ロージャズ全集4 サイコセラピィ の過程 岩崎学術出版社)

氏原寛 1985 カウンセリングの実践 誠信書房 牛島定信 1996 対象関係論的精神療法 金剛出版

Winnicott,D.W. 1971 Playing and Reality. London:Tavistock Publication. (橋本雅雄 訳 1979 遊ぶことと現実 岩崎学術出版社)

社会福祉サービスにおけるアクセス保障に関する一考察 - ある「餓死」事件の事例を手がかりに-

Study on the secure access to social welfare service

久保美由紀 Miyuki Kubo

はじめに

今日、社会福祉サービス提供システムは、利用者 本位のサービス提供をめざし利用制度への転換が図 られてきている。利用制度下においては、社会福祉 ニーズをもつ者の自己選択や自己決定を前提とし、 サービス提供者との自由な交渉や契約によりサービ スが提供されることを基本としている。また一方 で、自己選択や自己決定能力が十分でない人びとに 対しては、総合相談、サービスに関する情報提供、 サービス供給基盤の整備、地域福祉権利擁護事業の 創設、苦情解決体制の整備など、サービスの利用支 援の体制が具体的施策として併せて展開されてきて いるところである。ところで、国民のだれもがいつ でも、どこでも、どのような時にでも個々の必要性 に応じて、適切な社会福祉サービス利用を可能とす るような体制は整えられてきているのだろうか。

従来の措置制度下においては、サービスの必要性 が生じた場合、いつでも、どこでも、どのような時 でも必要なサービスを公的責任において提供するこ とが法律上義務付けられている。しかしながら、行 政が必要に応じた適切なサービスを提供する義務を 負っていた措置制度下においても、社会福祉ニーズ を持ちながらも適切なサービスを利用することがで きない人びとは存在していた。生活困窮による「餓 死」事件の発生は、その典型だといえるのではない だろうか。さらに、利用者本位の社会福祉サービス 提供システムの確立が目指されている今日において も、生活困窮による「餓死」は後を絶たないという 公的責任によるサービス提供が義務づけられてい る措置制度下において、適切なサービスが行われず 「餓死」するという事件が発生する現状からは、社 会福祉サービス利用が国民の誰もが、いつでも、ど こでも、どのようなときでも必要に応じて社会福祉 制度やサービスを利用することが難しい、つまり、 アクセスの困難状況があることが示されているのだ といえる。社会福祉ニーズをもつ人びとの自己選 択、自己決定を前提とする契約利用制度へ移行する 今後は、社会福祉サービス利用のアクセス保障の課 題はますます重要となる。ここでは、ある「餓死」 事件の記録を手がかりに、社会福祉制度やサービス の整備が進められている今日の社会の中で、なぜア クセスの保障が行われず「餓死」するという事件が おこるのか、その要因について考えてみたい。

1.研究の目的と方法

(1) 研究の目的

措置制度下において運用されている生活保護制度 は、わが国における国民の最低生活を具体的に保障 するものとして位置づけられている。つまり、いつ でも、どこでも、どのような時でも国民のだれでも の「最低限度の生活」は、公的責任において保障さ れることになっている。しかしながら、生活が困窮 しているにもかかわらず、生活保護受給というサー ビス提供が行われないままに「餓死」するという事 件が今日のわが国で起きている。なぜこのような事 件が発生するのか、その要因についてある「餓死」 事件の記録を手がかりに考察する。

(2) 研究の方法

『池袋・母子餓死日誌 覚え書き(全文)』(公 人の友社、1996)(以下、『日誌』と略す)を資料 とし、記載されている「家計」の状況、特に支出に 注目し、「餓死」するに至った生活とはどのようで あったのか、その実態を明らかにする。そのうえ で、わが国における「最低限度の生活」とはどのよ うに保障されているのか、また、なぜ福祉ニーズが ありながらも生活保護受給といったサービス利用に 結びつかなかったのかを考察していくこととする。

2. 『日誌』について

(1) 『日誌』について

『日誌』は、1996年に東京都豊島区池袋のアパー トで、41歳の息子と共に餓死した77歳の母親が残し たノート10冊にもなる日記の全文を1冊の記録とし てまとめ、刊行されたものである。また、「餓死し た背景を明らかにする社会的意義がある」とのこと から「豊島区情報公開条例」に基づき区により一般 公開されており、マスコミ等により断片的に紹介さ れている。

『日誌』の中には、死亡した母子が、事件が発生 する約10年ほど前(昭和60年)に池袋のアパートに 父、母、息子の3人で入居してきたこと。1992年3 月に父親が病死した後、アパートで2人暮らしを続 けていたこと。さらに息子が、転居して以来ほとん ど寝たきりの状態にあり、身の回りのことはすべて 母親が行っていたことなどが記されている。母親 は、ノートに購入した品物の名前や価格、購入した 店名など中心とした「家計」の状況を毎日の出来事 や思いなどと一緒に書き記したものとなっている。

さらに、息子の国民年金の支払が難しく免除申請 を区の年金課にした際に、「生活が苦しいようであ れば福祉事務所へ相談するように」といった手紙が 年金課から届けられたことや、毎年区から敬老の祝 いの品を届けに訪問者があったこと、新聞の集金や 商品の宅配のための訪問者があったことなど世帯の 社会関係についても記されている。 『日誌』を使用する理由としては、次のようなこ とがあげられる。まず、1つとして公開された資料 であることである。先にも述べたとおり本資料は、 「豊島区情報公開条例」に基づき、区により一般公 開されているものであり、また、刊行されているこ とがあげられる。

2つは、日記という形で、長期間にわたる生活の 実態について記録されていることである。残された 10冊になるノートには、1993年12月24日から1996年 3月11日までの餓死する直前の約2年4ヶ月間にわ たる毎日の記録が記されている。さらに3つ目とし て、日記の内容が「家計」の状況を示すものとなっ ていることがある。「家計」の、特に日々どのよう なものを購入して生活を営んでいたのかという消費 生活の状況が詳細に記載されており、購入品目を見 ていくことから餓死に至るまでの生活実態について 把握することが可能であると考えたからである。

(3) 「池袋・母子餓死事件」に関する先行文献について

『日誌』にある事例については、次のような文献 で取りあげられている。

- 「特集 生活保護行政と『死んだほうがいい』 という意識の関係」『地方自治ジャーナル』 VOL.18 通巻219号、公人の友社、1996.
- ②河合克義「公的扶助の行政組織と福祉労働」日本社会保障法学会編『住居保障法・公的扶助法』法律文化社、2001.
- ③ 葦沢みなみ「関係性の断絶 親子を死に追い やったもの」『生活保護50年の軌跡』刊行委員 会編『生活保護50年の軌跡 – ソーシャルケース ワーカーと公的扶助の展開 – 』みずのわ出版、 2001.
- ④布施晶子「家族福祉とネットワーク」鈴木広監
 修 木下謙治・小川全夫編『家族・福祉社会の
 現在』ミネルヴァ書房、2002.

これらの文献では、「餓死」事件のもつ意味につ いて①福祉労働の視点からや生活保護制度の課題と するもの(①および②)見方や、②家族福祉や社会 的支援ネットワークの視点から述べられているもの

(2) 『日誌』を使用する理由

(③および④)と大きく2つの視点から分析が進め られている。なお、本研究では、『日誌』にある母 子世帯の生活実態を明らかにする方法として「家 計」に注目し分析を進めるものである。

3.「家計」からみる生活実態

『日誌』にある、母子世帯の「家計」を通してそ の生活実態についてみていきたい。本来、家計分析 をする際には、収入と支出の両面から見ていくこと が必要である。しかし、『日誌』には、もともと世 帯が所有する預貯金などがいくらあり、また、母親 の手元に現金がいくらあったのかについての記載は 残念ながらない。そのため、家計分析をすることに は限界があるかもしれない。しかしながら、本研究 において目的としている生活実態については、消費 支出の規模や構造、実際に購入した品目をみていく ことから明らかにしていくことを試みたい。

(1) 支出規模

はじめに支出の規模についてみていきたい。図1 は、1996年度における生活保護水準の試算額²¹と実際 の家計の支出規模を年月別に表したものである。生 活保護水準は、わが国における「最低限度の生活」 を営むことを可能とする水準が示されているもので ある。実際に、母子世帯は生活保護を受給していた 訳ではないが、生活保護水準額と比較することによ り母子世帯の生活水準の位置づけを行うことができ るといえる。なお、図中にある1995年3月の支出規 模が他の月に比べ非常に大きくなっているが、これ はアパートの契約更新に伴い、更新手数料が家賃に 加算され、通常よりも規模の大きな支出を余儀なく されたことによるものである。また、1996年1月では 家賃の支払が行われなかったため、他の月に比べ変 化が大きく現れたものとなっている。

各年月の消費支出の合計額と生活保護水準額を照 らし合わせてみていくと、1994年の時点での母子世 帯の消費支出の規模は、月ごとに若干の増減はある もののほぼ生活保護水準に同程度となっていること が分る。しかしながら、1995年時点では特別の支出 があった3月を除く他の月では生活保護水準を下回 る水準となっている。さらに、1996年時点において は2ヶ月分の記載しかないものの、1995年よりも生活 保護水準との格差が拡大している。

図1からは、私たちの生活はある一時点をもって 崩壊するのではなく、消費生活の規模を徐々に縮小 していくことにより生活が継続されていることを示 しているといえる。このような支出規模を徐々に縮 小しながらも生活を継続していくためには、家庭内 での「家計のやりくり」が必要となる。母子世帯に おいても、さまざまな家庭内での「やりくり」を余 儀なくされていたことが考えられる。それでは、ど のように「やりくり」が行われていたのか、次に見 ていくこととする。

(2) 支出構造

家庭内における「家計のやりくり」の状況は、生 活を営むために必要なモノを購入する、つまり支出 項目に現されることとなる。そこで次に支出項目が どのようであるかについてみていくこととする。支 出項目を月ごとに集計したものが図2である。ここ では、費目の持つ性質から食費や被服費、日曜用品 費など個々人の生命や最低限度の生活を維持・再生 するために必要な費目をまとめて「個人的生活費」 としている⁽³⁾。

図2にある家賃、電気、水道、ガス、国民健康保 険料、新聞、電話は、資本主義社会における今日の 生活が必要な財を貨幣で購入することによって成り 立っているため、生活を維持していくためには欠か すことができないものであり、よって常にそのため の支出を余儀なくされる費目だといえる。これらの 費目についてみていくと月ごとの支出に占める割合 が、ほぼ固定していることがわかる。例え先にみた ように徐々に支出規模が縮小していく場合であって も、家賃や水光熱費などは、必ず一定程度の支出を 余儀なくされ「やりくり」の対象になりにくい費目 だといえる。もし仮に、家賃や水光熱費に対する支 払が滞るということになれば、生活をしていくうえ での基盤が崩壊することを意味することになるので ある。そのため、生活の規模を縮小していくさいに は比較的「やりくり」が可能である「個人的生活 費」の内で支出の抑制を行うことにならざるをえないといえる。このことは、図2の「個人的生活費」の占める割合が他の費目に比べ大きく変動していることからも明らかだといえる。

以上から、この母子世帯の家計は、今日の社会の 中での生活を維持していくために必要な費目が、 個々人の生命や最低限度の生活を維持・再生するた めに必要な費目である「個人的生活費」を圧迫して いる状況であったといえる。

(3) 購入品目

以上に支出規模や、支出構造から事例とした母子 世帯の生活の実態についての分析を進めてきた。そ こでは、個々人の生命や最低限度の生活を維持・再 生していくために必要な「個人的生活費」を削減し ていくことで、徐々に消費支出の規模を縮小してい く過程をみてきた。それでは、このような過程のな かで営まれていた生活とは、どのような内容をもつ のかを購入品目から具体的に見ていくこととする。

表1,2,3は、母子世帯が生活をしていくなか で購入した品目等を、1か月単位で一覧に示したも のである。まず、表1と2である。図1にある、生 活保護水準とほぼ同程度の支出規模があった1994年 のうち、生活保護水準を上回っていた7月と、同じ く生活保護水準を下回っていた9月の購入品目を一 覧にしたのが表1及び表2である。2つの表をみて いくと、7月に比べ9月での品物を購入した日数 や、同一商品での購入金額が縮小していることがわ かる。しかしながら、購入している品目の種類等に ついてはほとんど変化が見られない。さらに、年別 の同一月の状況を表2及び表3にみることができ る。表1及び表2の比較と同様、品物を購入した日 数や、同一商品での購入金額が縮小しているにもか かわらず、購入品目に変化はほとんどみられない。

私たち人間は「食べ物がなければ生きていくこと ができないので、その重要さは誰もが知っている」⁽⁴⁾ ように、食事をしなければ生命を維持することは困 難である。そのため表にあるように、「個人的生活 費」のほとんどが食糧品等に充てられていることは 当然のことといえる。さらに、購入された商品をみ ていくと、それらのほとんどは菓子類か調理済食品 といったものであることがわかる。今回、購入され た食料品のカロリー量については検討するまで至ら なかったものの、表中にあるような品目を「食事」 としてみた場合、そこで営まれている生活とは既に 「生命の維持」をかろうじて可能とするような状態 であったといえるのではないだろうか。

4. 今日における「最低生活」とは

これまでにも述べてきたように、わが国における 国民の「最低生活」を具体的に保障している制度と して生活保護制度がある。その生活保護法第8条に は、「保護は厚生労働大臣の定める基準により測定 した要保護者の需要を満たし、そのうち、その者の 金銭及び物品で満たすことのできない不足分を補う 程度において行うものとする。2 前項の基準は、 諭保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別そ の他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低 限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、 かつ、これを超えないものでなければならない。」 と保護の基準と程度に関する原則が示されている。 「最低生活の需要の大きさを測定する『ものさし』 が、保護基準」
^⑤なのだといえる。また、この基準 は、「この法律により保障される最低限度の生活 は、健康で文化的な生活水準を維持することができる ものでなくてはならない」と生活保護法第3条にある ような水準を満たすものであることが示されている。

このような保護基準は、生活保護法の中に規定さ れている8つの扶助基準から構成されている。そし て、生活保護制度による保護の開始が決定される と、各扶助の基準に照らし合わせて算定された最低 生活費と、その世帯の収入のうち最低生活に充当す べき額を比較して、その不足分を保護費として世帯 に支給することになっているのである。この8つの 扶助のなかでもっとも基本的な生活扶助基準の算定 方式は、1948年の第8次改定から採用された「マー ケット・バスケット方式」(1948年~1960年)から 今日に至るまで、「エンゲル方式」(1961年~1964 年)、「格差縮小方式」(1965年~1983年)を経 て、現在の「水準均衡方式」(1984年~)へと変遷 してきている。この「水準均衡方式」は、「格差縮 小方式」により算定した基準が、一般世帯との消費 水準の格差が62.6%まで縮小したことから、この水準 で生活保護基準を均衡させるように改定率を定めた 方法であり、具体的には政府経済見通しによる民間 最終消費を基礎として、前年までの一般国民の消費 水準の実績等で調整を行うものであると説明されて いる⁽⁶⁾。つまり、今日の生活保護制度下において行わ れている「最低生活」とは、生活を維持・継続して いくためにどれだけ支出したのか、つまり消費水準 のみがその内容を示すものとして考えられているの だといえる。さらに、その基準は、一般世帯との対 比で考えられており、例えば一般世帯の消費水準が 低下すれば生活保護水準も低下するといったものと なっているのである。

5. おわりに-今日における「最低生活」 の考え方と生活実態との格差

以上に、ある「餓死」事件の事例を手がかりに、 その生活がどのようであったのか、「家計」を通し てみてきた。その中で、餓死した母子世帯の支出規 模が生活保護水準に近い状況にもかかわらず、日々 の生活の中身は個人生活の維持・再生に必要な「個 人的生活費」においても「やりくり」ができないよ うな、つまり、「肉体的な維持」を可能とする程度 の生活が営まれている実態を明らかにすることがで きたといえる。

一方、わが国における生活保護制度は、社会福祉 ニーズの基づいて日本国憲法第25条に示されている よう「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する サービスを提供することが行政の責任として義務づ けられているものである。しかしながら、事例にあ る世帯の消費水準は、生活保護水準程度かそれ以下 であったにもかかわらず生活保護受給というサービ スの提供は行われていない。

さらに、今日における「最低生活」が、消費水準 を基準として考えられ、その生活の内容については 一般世帯との対比により基準が設けられている現状 である。生活保障を可能とするためには、少なくと も消費水準、つまり支出の規模に加え、そこで営ま れている生活実態という双方の視点でみていく必要 があるのではないだろうか。

さらに、今日における「最低生活」が、消費水準 を基準として考えられ、その生活の内容については 一般世帯との対比で基準が設けられている現状であ る。生活保障を可能とするためには、少なくとも消 費水準、つまり支出規模に加え、そこで営まれてい る生活実態という双方の視点でみていくことが不可 欠となるのではないだろうか。そして、生活保護制 度において保障される「最低生活」とは、一般世帯 との対比ではなく人として生活していくうえでの最 低限として考えられる必要があるといえる。さら に、今回の母子世帯のように必要性がありながら も、「申請」に至らないという課題が残る。このこ とについては、今後引き続き研究を進めていくこと としたい。

- 河合克義「今日における地域・生活の衰退と疎 外の深化」真田是監修 河合克義・唐鎌直義・ 宮田和明・横山寿一編『国民の生活と社会福祉 政策』かもがわ出版、2002. Pp84-85.
- 2)1996年改正基準で、事例と同様1級地-1における77歳女性・41歳男性の2人世帯で試算すると月額150,130円となる。内訳は、生活扶助第1 類69,350円、第2類50,170円、老齢加算17,610円、住宅扶助13,000円である。
- 3)「個人的生活費」は、江口英一氏(江口英一 『改訂新版生活分析から福祉へ社会福祉の生活 理論-』光生館、1998.など)による分類を参考 にしている。
- 4)加藤彰彦「人間と貧困」岩田正美・岡部卓・清 水浩一『貧困問題とソーシャルワーク』有斐 閣、2003. P6.
- 5)田中明彦「生活保護法の理念と原則」岩田正 美・岡部卓・清水浩一『貧困問題とソーシャル ワーク』有斐閣、2003. P125.
- 6) 杉村宏『公的扶助-生存権のセーフティネット-』 放送大学教育振興会、2002.大友信勝『公的扶助の展開-公的扶助研究運動と生活保護行政の 歩み』旬報社、2000.など

参考文献

葦沢みなみ「関係性の断絶 – 親子を死に追いやっ
たもの」『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編『生
活保護50年の軌跡 – ソーシャルケースワーカーと公
的扶助の展開 − 』みずのわ出版、2001.

岩田正美・岡部卓・清水浩一『貧困問題とソー シャルワーク』有斐閣、2003.

江口英一『現代の「低所得層」中』未来社、 1980.

江口英一『改訂新版生活分析から福祉へ-社会福祉 の生活理論-』光生館、1998.

河合克義「公的扶助の行政組織と福祉労働」日本 社会保障法学会編『住居保障法・公的扶助法』法律 文化社、2001.

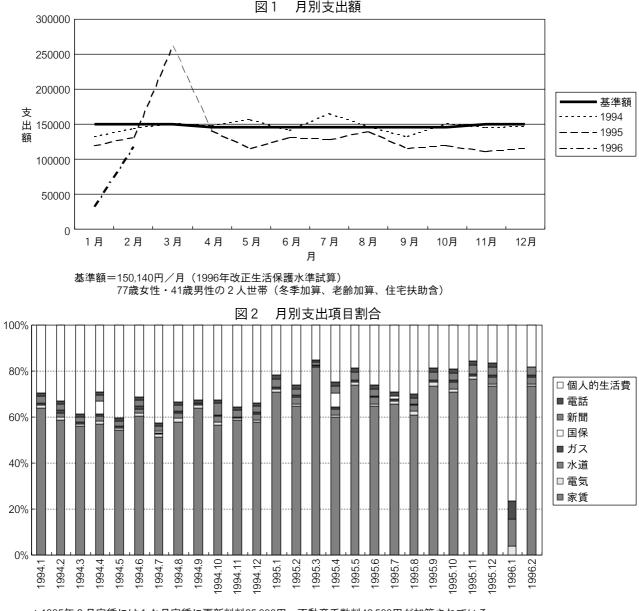
籠山京『低所得層と被保護層』ミネルヴァ書房、1970.

籠山京『最低生活費研究』ドメス出版、1982.

『国民の福祉の動向2003年』厚生統計協会、2003. 杉村宏『公的扶助-生存権のセーフティネット-』放 送大学教育振興会、2002.

「特集 生活保護行政と『死んだほうがいい』という意識の関係」『地方自治ジャーナル』VOL.18 通巻219号、公人の友社、1996.

布施晶子「家族福祉とネットワーク」鈴木広監修 木下謙治・小川全夫編『家族・福祉社会の現在』 ミネルヴァ書房、2002.



*1995年3月家賃には1か月家賃に更新料料85,000円、不動産手数料42,500円が加算されている **1996年1月は家賃未払い

表1 1994年7月購入品目

	「月開ノ								
1994年7月		1994年7月		1994年7月		1994年7月		1994年7月	8日
購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額
落花生		豆乳	480	豆乳		豆乳		トコロ天	200
イチゴヨーグルト		豆アゲセン	296	ゴマ黒		豆腐		<u>ハ</u> クシダンゴ	200
トコロテン	258	<u>コンブ豆</u>	300			カボチャ		ヨーグルト	330
しいたけこんぶ	476	ジャンボコーン	168	果汁	400	コーンフレーク	298	おかし	250
切干大根	180			ウメポテトチップス	276	甘食		おきなこんぶ	3,000
豆三類		果汁		クリネックス	3,620			わかめの酢のもの	340
						禾/	500		
ナビスコエントリ		カンソウ剤	4,500	奴さん	600			書籍	800
チップスアホイ	396								
ウォールナッツ		_							
	158								
フレンチパイ		· ·							
1994年7月		1994年7月	1日	1994年7月		1994年7月	14日	1994年7月	
購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額	購入商品名	購入余額	購入商品名	購入金額
落花生		果汁		バナナ		豆乳		枝豆	290
ラッキョ		豆乳	480	プラム		果汁		わかめせんぺい	168
トコロ天	516	ナットウ	98	豆乳	320	ボタ餅	300	緑茶マツチ	256
ヒジキ煮	170		400	果汁	200	甘食	180	水ようかん	248
しいたけこんぶ			.00		100	<u>」 段</u> カボチャ		切干大根	180
					100				
水ようかん	248			キャベツサラダ	180	玄米シリアル		しいたけこんぶ	238
ウォールナッツ	396					ゼンマイ煮	186	豆乳	240
マッ茶	128					ワカメ煮		<u></u> 巻ずし	350
アーモンド	128					ガムテープ		ところ天	258
ナビスコラングド	198					パラゾール	860	子供クレーブシャツ	1,030
1994年7月	18 F	1994年7月2	20 H	1994年7月2	21H	1994年7月	22 H	1994年7月2	23 H
購入商品名	購入金額							購入商品名	購入金額
豆腐		プラム		ビスケット		豆乳		わかもと	2,039
果汁	400	豆乳	320	チョコ	198	果汁	400	くず餅	350
黄粉		果汁		ところ天		豆腐		クッキー	350
サットウ	98			ヒジキニ		<u> </u>		<u>, , ,</u> 塩えんどう	200
ジャンボコーン		イナリ巻ずし		しいたけこんぶ		ジャンボコーン		しいたけこんぶ	
 -ロアゲセン	148	チョコクリーム	178	ウォールナッツ	198	ココナツサブレ	128	お茶	3,000
豆乳	480			フレンチパイ		いなりずし	170		,
						V % & 9 9 0	110		
果汁		モリナガマリー		カルボン	138				
豆腐	100	ブルボンエリーゼ	198						
紙皿5組	550								
甘食	180								
マッチャケーキ									
クダモノアメ玉	145								
カンロアメ	165								
カボチャ	150								
						1004			
1994年7月		1994年7月2		1994年7月2		1994年7月	<u>30H</u>	1994年7月3	
購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額
イナリズシ		イナリマキ		豆乳		イナリズシ	170		500
春雨サラダ		キヌドーフ				豆乳		落花生	600
					300	<u> ユ</u> れ - ユー	320	/合115:土	
豆腐	320	果汁	400	(豆腐)		トウフ	50	しそこんぶ	396
1			000	カボチャ	150	果汁	400	ヒジキ煮	170
果汁	300	コーンフレーク			100				
果汁							165	切干大規	1R∩
豆乳	640	ゴマシロ	195	玄米フレーク	1,592	カンロアメ	165	切干大根	180
豆乳 ココナツサブレ	640 128		195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋	1,592 330	カンロアメ 甘食	165 180	切干大根 塩えんどう	400
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ	165 180 185	<u>切干大根</u> 塩えんどう ところ天	400 198
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ	165 180 185	切干大根 塩えんどう	400
豆乳 ココナツサブレ	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ マッ茶ミルク	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん	400 198 100
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん カステラおかし	400 198 100 100
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ マッ茶ミルク	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん カステラおかし 黒アメ	400 198 100 100 168
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ マッ茶ミルク	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん カステラおかし 黒アメ ソルテイセサミ	400 198 100 100 168 198
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ マッ茶ミルク	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん カステラおかし 黒アメ ソルテイセサミ	400 198 100 100 168 198
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ マッ茶ミルク	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん カステラおかし 黒アメ ソルテイセサミ ウスヤキチョコ	400 198 100 100 168 198 178
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ マッ茶ミルク	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん カステラおかし 黒アメ ソルテイセサミ ウスヤキチョコ フレンチパイ	400 198 100 100 168 198 178 298
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ マッ茶ミルク	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん カステラおかし 黒アメ ソルテイセサミ ウスヤキチョコ フレンチパイ チップスアホイ	400 198 100 100 168 198 178 298 235
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ マッ茶ミルク	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん カステラおかし 黒アメ ソルテイセサミ ウスヤキチョコ フレンチパイ	400 198 100 100 168 198 178 298
豆乳 ココナツサブレ ヒトクチアゲセン	640 128 148	ゴマシロ	195	<u>玄米フレーク</u> ゴミ袋 ぜんまい	1,592 330 182	カンロアメ 甘食 グリコツブツブイチゴ マッ茶ミルク	165 180 185 145	切干大根 塩えんどう ところ天 うにせん カステラおかし 黒アメ ソルテイセサミ ウスヤキチョコ フレンチパイ チップスアホイ	400 198 100 100 168 198 178 298 235

表 2 1994年 9 月購入品目

2 1994年9月3日 1994年9月5日			1994年9月6日		1994年9月9日		1994年9月10日		
		購入商品名	購入金額	購入商品名	購入金額				購入金額
豆乳		豆乳		クリネックス		玄米フレーク		黒パン	180
豆腐	83	豆腐	166			岩わかめ	200	モエギー	298
果汁	200	果汁	400			豆乳	640	果汁	400
ーロアゲセン		コーンフレーク	298			豆腐	166	豆腐	166
ジャンボコーン	168	チョコクッキー	178			ーロアゲセン	296	黒アメ	165
ココナツサブレ	256	黒パン	180			ジャンボコーン	336		
豆乳	320					ココナツサブレ	256		
黒パン	180								
果汁	400								
白、黒ゴマ	260								
豆腐	150								
黒アメ	165								
1994年9月	13日	1994年9月		1994年9月	16日	1994年9月	18日	1994年9月	
						購入商品名		購入商品名	購入金額
マクビテイミルク		豆乳		落花生		コーンフレーク		わかもと	1,980
マクビテイバニラ	268	豆腐		ラッキョ	498	果汁		おはぎ	360
バタークッキー		果汁	400	カンパン	188	豆腐	166	クッキ	400
果汁		コーンフレーク	298	しそこんぶ		黒パン		お茶	4,000
豆腐		チョコクリーム		ビスケット		黒ゴマ	260		
きな粉	300	クッキー		ピーナツセンペイ	300				
ジャンボコーン		黒パン	180	オールレーズン	236				
ココナツサブレ	256			ワカメセンペイ	336				
ーロアゲセン	296			ブルボンバウム	300				
				レーズンサンド	200				
				ツブゴマ	150				
				チョコボール	200				
				ヒジキニ	170				
1994年9月2	21日	1994年9月2	22日	1994年9月2		1994年9月	26日	1994年9月2	
		購入商品名			購入金額				購入金額
豆乳		玄米フレーク		豆乳		豆乳	320	豆乳	320
豆腐		黒がし	198	黒パン	180	ジャンボコーン	336	黒パン	180
果汁		リンゴ		果汁		きな粉		果汁	400
おはぎ	280	オールレーズン		豆腐	166	ゴボーサラダ		コーンフレーク	298
		しそこんぶ	1,188			豆腐		豆腐	166
		黒トウがし	100			一口アゲセン		あめ玉	165
		うずら豆	148			ココナツサブレ	128		
		おたふく豆	148						
		ゴミ袋(201)	176						
		ゴミ袋(301)	226						
1994年9月3									
□購入商品名	購入 仝 筎								

購入商品名 購入金額 マイソフト 1.632

表3 1995年9月購入品目

	9月賄/								
1995年9月		1995年9月		1995年9月		1995年9月		1995年9月	
				購入商品名	購入金額				購入金額
果汁		豆乳		黒パン		豆乳		黒パン	180
ラスク		果汁大		果汁		果汁オーチャドビー		コーンフレーク	298
ジャンボコーン			100	黒アメ		アップ果汁		カルビーエビセン	
<u>ーロアゲセン</u>	296	ゴボーサラダ		イトウチョコチップクッキー		ラスク		流しのゴミ袋水切り	135
コーンフロスト		ジャンボコーン		カイモノセンカ		ジャンボコーン		モモ、ナシカンズメ	200
甘食	180			カリントウ・エビセン	130	ーロアゲセン	148	黒ゴマ	195
キヌ豆腐	83	ーロアゲセン	148	トウハトオールレーズン	135			福神漬	118
福神漬	118			キヌトウフ	166			うの花	200
うの花				黒ゴマ	130				
玄米シリアル	798								
ビスケット ゴマリンカケ									
抹茶入り玄米茶	300								
しそこんぶ	1,170								
きな粉	350								
しょうが漬	70								
玉子パン	100								
サランラップ	296								
1995年9月		1995年9月		1999年9月		1995年9月		1995年9月	
購入商品名	購入金額		購入金額		購入金額		購入金額		購入金額
豆乳	160			キフドーフ		果汁		コーンフレーク	298
果汁	400			エビセン		ジャンボコーン		黒パン	180
ラスク		黒アメ		カボチャ	300	ーロアゲセン		甘食	180
サワーソフトオニオン	128	福神漬	118			ホクシーティシュペーパー		トーフキヌ	83
		ダガシ屋のアメ玉	145			おかし		黒ゴマ	195
		うの花	200			玄米シリアル		アメ玉	145
						ビスケット	248	うの花	200
						おかしサツマイモ	198		
						きな粉	210		
						ショウガ漬	70		
						しそこんぶ	780		
1995年9月	18日	1995年9月2	22日	1995年9月2	23日	1995年9月	25日	1995年9月2	28日
	購入金額			購入商品名	購入金額		購入金額		購入金額
オーチャードピー		黒パン		三色餅		果汁		甘食	180
果汁		甘食		ジャンボコーン	168			黒パン	180
サワーソフトオニオン		黒ゴマ		果汁	400			キヌトーフ	166
ジャンボコーン		コーンフレーク		ーロアゲセン	148			コーンフレーク	298
ーロアゲセン		ナシ果汁		サワーソフトオニオン	128			アメ玉	145
ラスク		キヌトーフ	83					果汁	100
		福神漬	118						
		アメ玉	145						
		うの花	200						
		マイスモーレティッシュペーパー	348						
		玄米シリアル	796						
		きな粉	210						
		しそこんぶ	390						
		サツマイモおせんぺい	198						
		ビスケット	248						
		しょうが	70						
		おかし	100						
1995年9月	29日			•	1		1		
購入商品名									
	300								
禾江									
果汁 ジャンボコーン									

ヤキタテサラダ 168 ーロアゲセン 148

「子どもを理解するということ」について -保育実践に基づく子どもと保育者の関わりからの一考察-

The Study about the Essential Understanding of Young Children

 In Consideration of the Relation between Children and Teachers based on the Practical Education and Care in a Kindergarten –

> 杉 谷 利枝子 Rieko Sugitani

1. はじめに-問題の所在-

保育は子どもを知ること、理解することから始ま る。子どもたちはことばや表情、体の動き、遊びな ど、全身で自分を表現している。それらを保育者は 敏感に感じとり、いま何を思い何を感じているの か、何を実現したいと思っているのか、その子の表 情やしぐさをよく見、つぶやきを聞こうと耳を傾け て、一生懸命子どもたちを受け止めてあげたいと 思って保育をしている。

このように子どもの心に寄り添い、子どもを理解 することに努めながら保育に当たることは、保育者 として当然あるべき専門性である。文部省(文部科 学省)の指導資料では「これからの幼稚園教育に必 要な教師の専門性は一人一人の幼児の内面を理解 し、信頼関係を築きながら、発達に必要な経験を幼 児自らが獲得していけるように援助することです。 言いかえれば、幼児の心に寄り添って、その心の動 きを敏感にしかも温かく受けとめて応じようとする ことです。」と述べている。1) しかし、次から次と 起こる出来事に対して子どもを理解してから援助の 方法を考えていると、時間が過ぎていってしまう。 理解と援助は同時に行われるべきだからである。実 際に、人の心を探ることは難しい。しかも、その理 解はその人の主観的理解である。また、その子を理 解しているつもりでもあまり理解されていないこと が多く、その理解をもとに適切な援助ができている とは言い難い。

津守は「理解できなくとも、子どもの行為を何か 意味あるものとして肯定的に受けとって応答してい ると、もっと、子どもの世界がみえてくるときがあ る。」²⁾また「子どもの表現をどう理解するかとい うことは、つきつめて言ってしまえば、理解なんか できないんです。でも理解できないときも、子ども の行動を意味あるものと考え、肯定的にみて応答す ることはできます。何かその子にとっては、意味が あるからこそ、子どもはそれをやっているのです。 何度も何度もやるということは、それだけその子に とっては、重要な意味があるからです。」と述べて いる。³

本稿においては、津守が述べる「理解できなくと も、子どもの行為を何か意味あるものとして、肯定 的に受けとって応答していると、子どもの世界がみ えてくるときがある。」を手がかりに、筆者の保育 体験をもとにした実践事例から「子どもを理解する ということ」はどういうことなのか、その背景を探 り、考察する。

2. 保育場面における理解の考察

- (1) 子どもの行動を肯定的に受けとって応答してい ると、その子がみえてくる。
 - <事例 1 > 3歳児 5月

「ぼくも 洗う」

A男が「おやつ まだあ」と言って砂場にいる私 (保育者)のそばにくる。「そうね おやつの時間に しようね」と応じると、 A男は「うん」とにっこり し、 部屋に入る。

「手を洗おうね」と誘うと、「洗ったよ」と言うの で「先生も 洗ってくるね」と言いながら手洗い場へ 行くと、A男は「ぼくも洗う」と言って付いてく る。「また洗うの…」と聞くと、「洗ってなかっ た」と言う。そして私(保育者)のそばで私(保育 者)をまねて、手をきれいに丁寧に洗う。「おやつ 配るの 手伝って…」と声をかけると、「うん」 と 言って、席についている人におやつを喜んで配る。

最初A男のことを、お腹が空いておやつが食べた くなったのだ、早く食べたいんだと思っていた。そ こで私(保育者)が急いで手を洗いに行くと「手を 洗った」と言っていたA男がそばにきて「洗ってな かった」と言う。これは待てない程おやつを食べた かったのだと思っていると、私が手を洗っているそ ばで、私をまねて、指の間や手の甲をていねいに石 鹸で洗って、手洗いを楽しむ。その後、おやつを配 るのを頼むと喜んで手伝った。

津守が述べているように、A男の行為の意味がよ くわからなくても、それを意味あるメッセージとし て受けとってゆっくり付き合っていると、事実の窓 口が広がってその子の世界が見えてくるのである。 お腹が空いて早くおやつが食べたいA男、手を洗っ ていないのに洗ったと言ったA男、先生のそばにい て一緒のことを楽しむA男が見えてくるのである。

入園してようやく一ヶ月過ごした3歳児のA男は いま、園の楽しさをわかろうとしている。この時期 は「手を洗っていないのに洗ったと言ってはだめ よ」「おやつの時は手をきれいに洗おうね」と教え られるよりも、自分を受け入れてくれる親しみのも てる人が身近にいるという安心感が与えられること を求めているのである。いま自分をきちんと受け入 れてくれて、親しみがもてる身近な人の存在が、や がて人を信じて生きていく「人との関係」を学んで いくのである。

子どもと保育者が親しく交わって応答し、お互い に自分を表現しているなかで次第に心を開いて自分 の世界をより表現するようになり、その子がみえて くるのである。

(2) 肯定的に受けとって応答していると、その子は よりよい方向へ自分を変えていく。

<事例2>4歳児 5月

「あり 気持ち悪い」

Y男ら3人は、頭を突き合わせるようにして蟻の 行列をみている。そこへB子が来て、蟻を足で踏み つぶそうとする。 Y男に「何するの かわいそうだ よ」と注意されると、B子は「だって 気持ち悪いも ん」と言う。私(保育者)は瓶に蟻を集めているY 男ら3人と共にB子の「気持ち悪い」という思いを 感じながら蟻の巣作りをしていた。瓶の中にビス ケットを入れると、3人は蟻がビスケットを運ぶ様 子に興味をもち、瓶を囲んで、話をしながらみてい る。そのうち、B子も蟻を興味深くみている。

B子は蟻が嫌いである。それで蟻を足で踏みつぶ そうとした。B子が思うままに自分を表現している その行為を受けとって一緒にいると、B子はまわり の状況からよりよい方向へ自分を変えていったので ある。私(保育者)とY男ら3人が親しく交わって 蟻の巣をつくっているのをそばでみているうちに、 そこにB子が自分で自分を変えていくような状況が 作り出されて、結果的にB子を理解し、よりよい方 向へ導いていくことになったのである。最初、蟻を みて気持ち悪いと思っていたのに、他の子たちが蟻 に興味をもち、可愛いがっている様子をみていて、 自分も蟻に興味をもつようになったのである。

肯定的に受けとって応答していると、その子はよ りよい方向へ自分を変えていくことが起きるのであ る。

<事例3> 4歳児 5月

「やっぱし かくれんぼにしようよ」

遊戯室でA子とB子は鬼ごっこを始める。B子が 鬼である。B子はそこへ来た私(保育者)を誘っ た。そして、「はじめから鬼きめようよ」と言って ジャンケンを促す。B子が負けて、また鬼になる。 するとB子は「もう一回ジャンケンしようよ、2回 勝負ね」と言う。でも、またB子が負ける。すると B子は「やっぱし、かくれんぼにしようよ、ねえA 子ちゃん」と言う。今度は、私(保育者)が負けて 鬼になる。A子とB子はカーテンの裏へ一緒に隠れ る。私(保育者)はカーテンを開けて「B子ちゃん みーつけた、あっ A子ちゃんもみーつけた」 「じゃ、今度はB子ちゃんが鬼ね」と言うと、B子 は「A子ちゃんは…」と言う。2人が同じ場所にい てみつかったのだから2人共鬼だと言う。それで、 A子とB子が2人一緒に鬼になる。その後、人数が 増えてきて、楽しくかくれんぼをする。

これは<事例2>で述べた同じB子である。この <事例3>では、B子はいまの時点で自分を変える ことができなかった。子どもはその場ですぐよりよ い方向へ自分を変えていくとは限らないのである。 B子は自分を変えなかったが、十分遊びを楽しん だ。自分の思いがA子に受け入れられて、A子の優 しさ、思いやりの心をもらって仲よしになったので ある。いまここで、「きまりを守りなさい」と言わ れたら、B子は他の人にもきまりを守らせようとす るであろう。きまりを守ることはとても大事なこと であるが、人を許せない、人を責める関係をつく り、人と人との関係を絶ってしまうのである。

幼児期は、まわりから受け入れられることで他者 を受け入れる優しさ、思いやりの心が育つのであ る。B子はいま自分の考えをはっきりもって行動して いる。自分を表現することでまわりに起こる出来事 に心が揺れ動き、そのプロセス(過程)で、育って いるのである。いまのB子にとってこの体験は、発 達のプロセスとしての発達体験としてとらえること ができる。

この日は入園して初めての参観日であった。B子 の母親は「楽しく遊んでいるので安心しました。で も、あんなズルをして……許していていいでしょう か」と心配なさった。この場合、よりよい方向へ自 分を変えていけるのは、B子を支える大人の存在で あろう。「楽しかったね」「A子ちゃん、優しい ね」「お友だちになれてよかったね」と、B子の立 場に立って応答する大人の存在である。まわりにい る大人が子どもの立場に立って素直に応答している と、その子も素直に自分を表現し、一層その子の行 為を理解することができるようになるのである。

(3) 子どもの立場に立って応答する

<事例4> 5歳児 9月

「もう、お化けごっこしているよ」

M子が画用紙にサインペンでお化けの絵をかいて いると、そばへT教生(保育実習中)がやってき て、「ねえ、もうお化けごっこ始まったよ」と声を かけた。M子はまだ色を塗り終えていなかったが、 ハサミを取ってきてその絵を切り抜き始めた。M子 は切り終えると、そばでずっと寄り添ってみていた T教生に「はい」と言って切り抜いたお化けの絵を 渡した。T教生「いいのになったね」と優しくそれ を受け取り、M子のお化けの絵を他の子たちが演じ ているパネルシアターの舞台に貼ってあげた。する とM子は、自分の使っていたサインペンとハサミを 自分のロッカーにしまいに行き、そのまま外へ遊び に行ってしまった。

この<事例4>は保育実習中のT教生が保育をして いた時の場面である。私(筆者)は、T教生がM子 に十分優しく肯定的にみて関わり、保育をしている と思ってみていた。でも、なぜM子はお化けの絵を 切り抜いて仕上げると、お化けごっこに加わらず、 そのまま外へ遊びに行ってしまったのだろうか。M 子にとってT教生はどんな存在だったのだろうか。 このように疑問をもった。もしかしたら、T教生に 「みんな、もうお化けごっこしているよ」と声をか けられたことが、作業を急がせられたように感じた のかもしれない。ずっと寄り添われていたことが、 終了を見届けようとしているように受け止められた のかもしれない。などいろいろ考えてみた。もとも とM子は、自分からパネルシアターに興味をもち、 自分のイメージでお化けの絵を描いていた。ところ が、そこへT教生がやってきてM子にかかわったこ とで、M子は自分のイメージを表現することより も、作業を終了させることへ気持ちが動いていった のかも知れない。だから、M子は作り終えると満足 し、これで完成という思いでお化けの絵をT教生に 渡し、自分のサインペンとハサミを自分のロッカー にしまって、そのまま外へ遊びに行ってしまったの ではないだろうか。

このように省察してみると、肯定的に受けとって 応答し、付き合うということは、単に物理的にそば にいて寄り添うことではない。また優しく「いいの になったね」と承認の声をかけることでもないと考 えるのである。M子がT教生のことを「いまT教生 は自分のことをしっかりみていてくれている」と思 える2人の関係があることである。肯定的に受け とって応答するということは、その子に受け入れら れ、その子の立場に立って応答することであろう。

(4) 子どもは子どもの立場で行動している。

<事例5>4歳児 6月

「ままごと戸棚の中は くちゃくちゃ」 子どもが園から帰った後のままごと戸棚の中は、 紙を細かく切ったものや粘土を丸めたものが押し込

められていて、くちゃくちゃである。それを片付け て、次の日遊べるように整えておいても、またく ちゃくちゃである。

子どもが降園した後、保育者は次の保育のために 環境を整える。子どもたちは、遊んだ後、戸棚の中 にままごとなどを片付けて帰るのであるが、戸棚の 中には作ったものがぐちゃぐちゃに押し込められて いる。保育者の立場からは、次に使う人のことを考 えてきちんと片付けてほしいと思う。それで、「粘 土を使ったら、もとに戻そうね」「紙くずはごみ箱 に入れようね」という。それでも毎日くちゃくちゃ なのである。ところが、じっくりその場を観察し、 記録を取ってみると、子どもの立場がみえてくるの である。細かく切った紙はラーメンなのである。 ラーメンを作っていたときA子に声をかけられて砂 場へ遊びに行くことになったので、そのラーメンを 戸棚にしまったのである。「このおだんご、あした 食べようね」と言って、粘土で作ったおだんごを戸 棚に押し込んだのである。次の日は、戸棚にしまっ たのを忘れてしまい、違うことをして遊んでいるの

である。このようにゆっくり子どもと付き合ってい ると、その子の世界がみえてきて、子どもは子ども の立場で行動していることがみえてくるのである。

(5) 保育者は保育者の立場に立って応答している。<事例6>4歳児 6月

「後で食べるから 置いておいて」 R子らは、藤棚の下の円形テーブルでままごとを して遊んでいる。F保育者が砂場にいると、R子が 「先生、サラダ食べて」と持ってくる。F保育者は 「そっちで食べるから置いておいて」と言う。M子 は「あーあー」と、がっかりした表情で戻って行 く。

この<事例6>はR地区保育研修会 [注①] での 研究保育の一場面である。この場面が協議会で取り 上げられ、F保育者がR子の持ってきたサラダを食 べないで、「そっちで食べるから置いておいて」と 言うのは、子どもの立場に立って応答していないの ではないか、という問題が提起された。その日保育 をしたF保育者は、「私は藤棚の下の円形テーブル へ行って、そこでパーティーをしながらみんなと一 緒に食べたいと思っていたのです。」と話された。

私(筆者)は、この場合、R子の行為がF保育者 にその場ですぐ受け入れられなかったかもしれない が、子どもの立場に立って応答していないとは言え ないと思うのである。R子は砂場にいるF保育者に 自分の作ったサラダを食べてほしいと思ってやって きた。そのサラダを、いまその場ですぐF保育者が 食べた場合、そこでR子との関係は終わってしまう かもしれないのである。ところが、F保育者がR子 らのままごとをしている藤棚の下の円形テーブルで 食べようと思い、「そっちで食べるから、置いてお いて | と言った場合は、R子との関係が続いている のである。R子は先生(F保育者)が来てくれるま でその遊びを続けるのである。「先生が来てくれる まで、このサラダは冷蔵庫にしまっておこう|「こ のサラダはAちゃんに食べてもらって、先生の分は また作りなおそう」「サラダの他にもいろいろごち そうを作っておこう」など、自分の遊びの続きのス

トーリーを作り、自分の世界を広げながら遊んでい くのである。F保育者もR子のストーリーのなかで 自分のストーリーを作っている。「いま砂場を離れ られないから、後でR子らがままごとをしている藤 棚の下の円形テーブルでパーティーをしてみんなと 一緒にサラダを食べよう」というストーリーを描い ているのである。

子どもにとって、保育者がそばにいなくても子ど もと保育者との親しい関係があると、保育者が子ど もの立場に立っている働きをするのである。

保育者は、子どもの立場に立って応答するととも に保育者の立場に立って子どもと応答し、保育する 中で子どもを理解しているのである。

3. 子どもを理解する過程

登園してくる一人ひとりの子どもの状態を理解し ようとすることから保育者の一日は始まる。子ども と保育者が顔を見合わせた時に、すでに何かが理解 されている筈であるが、まだ意識的に両者の間でも 分別できていないのである。保育者は感覚的に知覚 可能なことをすべて探るのであるが、科学的な観察 とは違って、じっとして動かぬ冷静な目で見ている のではない。子どもの動き、仕草、表情の一つひと つに呼応する生きた言葉や行為の適切さが子どもの 状況を理解する端緒となっていくのである。しか し、保育者と子どもの互いの確かな理解がないまま に、この双方の同時進行が続く過程がある。互いの パースペクティブの中に相手を意識しながら、子ど もはそれとなく遊びを探し始め、保育者は関わりを 温存しながら見守るのである。外見では理解できな い子どもの内面までも認識しようとすることは至難 のわざであるが、子どもと共に居ることで、環境を 共に感知することで、また同じ時間を交感すること で、認識は深まるのである。子どもにとって環境が どのように受け止められているかは、周りとの関わ り方をつぶさに見て、その子がいま実現したいと 思っていることを共に探っていくことで、ある程度 の理解に達するのである。保育者は子どもの十全な 理解が得られる以前から子どもに密接に関わってお り、子どもがやがて明確な形で遊びを形成して行く

地点に到達するのである。挫折があったり、進路変 更があったりする中で、その子が決めた遊びは一心 不乱のものであり、容赦のないものとなる。しかし 保育者の子ども理解は見通しのきく地平を前にひる むことはない。子どもは能力をできる限り生かし、 喜びを感じながら創造した世界に遊び、難しい取り 組みも、自分で選んだ道であるとして前進して行く のである。

津守は、保育の過程をどのようにするかを研究す ることの重要性を強調する中で、「保育の起点」 「模索の段階」「活動の展開点」「本格的な活動の 発展 | の 4 つの段階に分解して述べている。⁴⁾ 各段 階における子どもの理解について濃淡はあるであろ うが、段階が進むにつれて理解の範囲も広くなり、 奥行きも深まるものと思われる。各段階は明確に分 離できるものではないが、第4段階で保育者の理解 は満足に近いものとなり、自信をもって子どもに関 わって、保育できるのである。津守は、その過程に ついて次のように結論づけている。「個々の子ども の必要がみたされて、はじめて意味をもつものであ る。個々の子どもが、それぞれの時に要求し、必要 としていることに応えていくことが重要である。保 育者が子どもと親しい人間関係にはいり、子どもの 要求や必要を感じとることができ、それに対処して いくことが活動の発展のための基本的要請であ る。| 5)

保育者は子どもに対する今日一日の理解が過去の ものとならずに、積み重なって保育の実践と理論の 糧になるよう、降園後の一時に再び子どもの活動を 目の当たりに思い浮かべて、意識の流れと保育の合 流点に省察を加えるべきであろう。毎日の子どもと の関わりが同じことの繰り返しではないことは、保 育者が誰よりもよく認識していることである。子ど も理解は時間の長短はあっても、取り組む姿勢に変 わりはないと言える。保育のプロセス(過程)と共 に理解は起伏に満ちた実りあるものとなるのであ る。

4. おわりに

「理解できないときも、子どもの行動を意味ある

ものとして、肯定的に受けとって応答していると、 子どもの世界がみえてくるときがある。」を手がか りに、筆者の実践事例を通して、「子どもを理解す るということ」はどういうことなのかについて考え てきた。

その過程で、以下の4項目を結論するに至った。

- (1) 子どもの行動を肯定的に受けとって応答していると、その子がみえてくる。
- (2) 子どもの行動を肯定的に受けとって応答していると、その子はよりよい方向へ自分を変えていく。
- (3) 肯定的に応答することは、その子の立場に立っ て応答することである。
- (4) 子どもを理解するということは、子どもの立場に立った応答と、保育者の立場に立った応答とが融合していく過程にある。

津守は、「理解すると言うことは、いつも相互に よりよく分かり合うプロセスです。(中略)毎日の 中で起こることを理解し、その中で表現を通してお 互いによりよく分かり合うのが保育です。いつもお 互いによりよく分かり合いつつ前進し、お互いによ り生きやすくなるために、そういう生活を作り上げ ていく実践のプロセスの中で、子どもをよりよく理 解していくのです。」⁶⁾「子どもの世界の理解は、 子どもと親しく交わる人によって発見される。(中 略)子どもが行為として語ることに素直に耳を傾け ることを要する。子どもが自分の世界を開いて自ら を語れるように、大人も自らを開いて子どもと親し むことが出発点である。」と述べている。⁷⁾

筆者自身、子どもと共に生活し、心を通じ合せる 関係を作り、日々省察しながら保育をしている過程 で、子どもの理解を深め、確かなものにしているこ とに気づかされるのである。

子どもを理解するということは、子どもの側に立 つ者として、日々の省察を重ねながら、子どもと共 存すること、共生すること、共感すること、このた ゆまぬ保育実践のプロセス(過程)にあると言え る。

[参考・引用文献]

- 1) 文部省(1995) 幼稚園教育指導資料集第4集
 『一人一人に応じる指導』 p11 フレーベル館
- 2)津守真(1987)『子どもの世界をどうみるか-行為とその意味-』p149 NHKブック 日本 放送出版協会
- 3)津守真(1999)『保育原理』大戸美也子、新澤 誠治、日吉佳代子 編著 p 27 樹村房
- 4) 津守真(1979) 『子ども学のはじまり』 p23-67 フレーベル館
- 5)津守真(1979)『子ども学のはじまり』 p67 フ レーベル館
- 6)津守真(1999)『保育原理』大戸美也子、新澤 誠治、日吉佳代子 編著 p 31 樹村房
- 7)津守真(1987)『子どもの世界をどうみるか-行為とその意味-』p16 NHKブック 日本放 送出版協会

注① 富山県 両砺波保育研修会

知的障害のある人の家族支援に必要なもの -家族へのインタビューからら読み取れるもの-

永 野 なおみ Naomi Nagano

抄 録

知的障害のある人たちへの支援は、障害者プラン を経て地域での生活を主体とし、自己決定を尊重し たものに変わりつつあるが、依然として家族による 支えを前提とした仕組みを残している。本研究で は、知的障害者生活寮(平成15年12月よりグループ ホームに移行)の利用者の家族にインタビュー調査 を行い、知的障害のある人の家族に必要とされる支 援について考察した。対象者の生活歴と家族の思い の聴き取りから、家族を支えるネットワークの未整 備、コーディネーターの不在、家族の利用者として の意識の未成熟という問題点が確認された。

キーワード 知的障害者、家族支援、ネットワー ク、コーディネーター

1. 問題の所在と研究の目的

知的障害のある人のための福祉施策は、社会福祉 基礎構造改革の中で、その更生と保護を中心とした ものから大きく転換してきた。改正された知的障害 者福祉法は、その目的を知的障害者の自立と社会経 済活動への参加を促進するための援助としている。 これを受けて、知的障害のある人への支援は、従来 の施設での訓練や指導に重点を置いたものから、地 域での生活を支え自己決定を尊重するものであるべ きという方向性が示された。平成7年制定の障害者プ ランは、リハビリテーションとノーマライゼーショ ンの理念を踏まえて、地域で共に生活すること、社 会的自立を促進することなどを骨子としている。障 害者プランが終了した平成15年度からは、サービス 利用の仕組みに支援費制度が導入され、これまでの 措置中心のあり方が見直された。

平成12年の「知的障害児者基礎調査結果の概要」 では、知的障害のある人は全国に45万5500人と推計 されている。その内施設に入所している人は12万 6300人で、総数の約28%に過ぎない¹⁾。多くの人 たちが在宅で生活しており、この人たちの生活を支 える福祉施策の充実が求められている。

しかし知的障害のある人の地域生活支援のための 施策は、依然家族による支えを前提としたものと なっている点に問題がある。現在では、障害のある 人たちの高齢化が大きな問題となっており、入所施 設などではそのための対応を迫られている。地域で 生活している人たちにとっても、同様に様々な問題 が起こることが予想され、またその家族も老いてゆ くときに、これまでのような家族の存在を前提とし ての地域での生活は成立しなくなる。入所施設にお いても、家族が身元引受人を担うことができない人 たちが増加してゆくと思われる。

この知的障害のある人の家族についての従来の研 究は、ほとんどが幼児期、学童期を中心としたもの で、青年期以降に関するものはあまりみられなかっ た²⁾。 望月、秋山は、「『幼児期・学童期には、医 療機関、療育・相談機関、学校など様々な関わりが あるが、年長になるにつれ、障害者やその家族が継 続して関わる機関は少なくなる』³⁾ こともその理由 であるかもしれない」⁴⁾ としている。 しかし青年期 以降の人生の方がはるかに長く、支えとなる家族の 老いや不在という課題に直面する期間でもあり、今 後より多くの研究がなされる必要があろう。

本論は、基礎構造改革以前の現在よりさらに貧弱 な支援体制のもとで生活してきた知的障害をもつ人 たちの家族に焦点をあて、その生活歴の聴き取りの 中から、これらの家族の方々の抱えてきた問題と求 められる支援を明らかにすることを目的としてい る。これにより今後の知的障害のある人たちへの福 祉サービスをどのように進めてゆけばよいのか、わ ずかでもその方向を探ることができるのではないか と考える。

2.研究の方法

多くが施設に入所する重度の障害のある人たち や、様々な形式で就労の場を確保し比較的自立を果 しやすい軽度の障害の人たちと比較して、地域で生 活してゆく上での困難を感じる機会が多いと考えら れる中程度の知的障害のある人たちの家族を研究の 対象とした。平成15年10月に、A県内のB知的障害 者生活寮(平成15年12月よりグループホームに移 行)に入所している4名の利用者の家族に対し、半 構造化面接でのインタビュー調査を行った。1時間半 から2時間ほどの面接で、知的障害のある子どもの誕 生から、現在に至る生活歴と親としての思い、利用 してきた社会福祉等のサービスに対する考えなどに ついて質問し、自由に語っていただいた。インタ ビューは許可を得て録音し、記録に起こしている。

当初5名の利用者の家族への調査を予定していた が、1名は体調不良により実現しなかった。また聴き 取りを行った家族の内1名も、入所中の施設を訪問し たが、高齢で病後のためあまり詳しく話を聴くこと はできなかった。わずか4名の事例であるが、個々の 家族のニーズや福祉施策の問題点について、その一 端を窺うことはできるのではないかと考え、その言 葉から読み取れることを筆者の視点で整理した。調 査対象者は以下のとおりである。

調査対象者

氏	名	性別	本人の 年齢	療育手帳	その他の症状	面接対象者
н •	Κ	男性	35歳	なし (境界域)	気分障害	父親63歳
G・	Κ	男性	23歳	B判定	自閉的傾向	父親58歳
I ·	Η	男性	28歳	B判定	自閉的傾向	父親55歳、 母親52歳
н •	М	男性	39歳	B判定	統合失調症	父親68歳

12年度の実態調査では、A県内の知的障害のある 人は5.359人とされている。この人たちの生活の場 は、「自宅(施設・作業所の通所を含む)」が3273 人ともっとも多く、「グループホーム・住込・寮 等」は73人、「入所施設」1632人、「精神科病院入 院」273人、「その他」108人となっている。A県内 には14年度現在9ヶ所のグループホームが開設され ており、そのいずれもが入所更生施設のバックアッ プによるものである⁵⁰。

県内には平成14年度計47名の知的障害者相談員が 置かれており、在宅の本人またはその家族の相談に 応じている。同年の取り扱い相談件数は895件であ る。また平成13年からは、知的障害者生活支援セン ターも設けられている⁵⁰。

3. インタビュー事例

対象者はいずれもA県内で出生し、以後継続して 県内で生活しており、現在の生活寮に入所してから4 ~5年程経ている。知的障害の程度は、境界域にある 1名を除いて、療育手帳B判定を受けている。統合失 調症などの精神疾患を併せもっていたり、自閉的傾 向があったりと、全般に職業能力は高いが、対人関 係に支障をきたすことが多い。一般就労の経験をも つ人もいるが、対人関係のまずさから職場にとけこ めずに転職を繰り返したり、入所していた更生施設 から退所を求められたりした経験を持つ人もいる。 以下にインタビューの概要を記す。

(1) H・K氏の生活歴

両親と祖父母の4人家族に、長男として生まれた。 出生時はとても元気な子どもだったが、その後の発 達は遅く歩くようになったのは2歳頃。一人で歩ける ようになるとどこにでも行ってしまい、全く目が離

26

せなくなった。小学校入学前から、度々バスの無賃 乗車を起こし、またその頃から情緒がたいへん不安 定だった。小学校は普通学級に進むが、落ち着いて 座っていることができず、学校の要請で親が教室に 付き添うことも度々であった。5年生の時に、学校か らもう面倒をみられないと言われ、隣町の精神科に 入院する。そこで微細脳症候群と診断され、4年間入 院する。病院内の養護学校分校に籍を置いていた が、中学3年の時に地元の中学の普通学級に移り卒業 する。その後近隣の高等養護学校に進学したが、通 学途中行方不明になることを繰り返し、寮に入って 卒業まで過ごす。この間に何度かパニックを起こ し、本人の希望で3、4回入院している。

卒業後は、割合能力が高かったため一般企業への 就職を希望し、実習としていくつかの職場を経験し たが、いずれも長続きしなかった。その後も2、 3ヶ所の職場に勤めたが、落ち着いて仕事ができず やはり続かなかった。21歳の時に県内の更生施設に 入所し、間もなく同施設の運営するグループホーム に移ったが、情緒不安定になり多々問題を起こした ため、施設では対応できなくなったと精神科に入 院。28歳とき現在の生活寮に入所して、2、3年で すっかり落ち着いた。現在ではパニックを起こすこ ともなく、仕事に励んでいる。

(2) I・H氏の生活歴

両親と祖母の家族に長男として誕生。出産時に、 へその緒が首に巻きついたことが原因で発達が遅れ た。あちこちの病院を回った後、2歳半のときに「大 学病院で精神薄弱と診断された。

その後もいろいろな病院などを回って検査を受け たが、本人の状態に変化はなかった。近くの保育園 の障害のある子どもを集めたクラスに入れ、また母 親がおぶって言葉の教室に通ったりした。なんとか 歩けるようになったのは、3歳7ヶ月のときであっ た。

小学校は近所の普通クラスに入ったが、やがて周 囲についていけなくなり、登校してもただそこにい るだけになってしまった。小学校4年のときに、療育 手帳を取得した。精神薄弱と診断されてから、少し でもよくなればと本人を様々な教室や病院に通わせ てきた。やはり経済的な負担が大きく、その解消の ため特別児童扶養手当を受給することが目的であっ た。中学から特殊学級に進み、高校も養護学校に入 学した。1年間自宅から通い、2年、3年は寮に入っ たが、この頃からてんかん発作が出るようになっ た。現在では落ち着いているが、毎月のように入院 し、経済的な負担が大きかった。

養護学校卒業後は、近所の親類の元で自動車磨き の仕事に就いたが、手先が不器用で務まらなかっ た。1年半程でやめて、県内の知的障害者施設が運営 する通所授産施設に通い始める。3年程自宅から通 い、その後同じ法人のグループホームで2年程過ごす が、家族は施設に対して強い不信を抱き、5年程前に 現在の生活寮に入り、まじめに仕事をしている。

(3) G・K氏の生活歴

幼時より他の子供と比べると、少し発達が遅い感 じはあったが、父親はそのうち追いつくと考えるよ うにし、気にしないようにしていた。小学5年のとき に母親が家を出て行き、以後行き来はない。このこ とには、本人の発達の遅れも影響している。

中学入学後間もなく、担任から特殊学級を勧めら れたが、本人が拒否し普通クラスで過ごした。中学2 年のときに不登校が始まり、やがていじめにあうよ うになった。父は仕事で不在のため、本人は家でも いつも孤独に過ごしており、学力もかなり遅れてい た。そのうちに居場所を求めて、あちこちさまよい 歩くようになった。学校から、父親の職場に電話の あることも度々で、この頃初めて少し行動がおかし いのではないかと周囲から言われた。他の生徒が 帰った後に学校に行くなどしていたが、とうとう家 にこもるようになった。中学3年の2学期より、卒業 まで全く登校していない。

普通高校を受験して不合格になり、担任の勧めで 養護学校に進学して、そこで療育手帳を取得する。 高校ではのびのびと過ごし、本人は元気を取り戻し た。学校からは一般就労を勧められ、現場実習を3 回程行ったが、いずれも続かなかった。そこで通所 の作業所を希望したが、自宅近くになかったため、 養護学校から現在の生活寮と職場を紹介される。長 くは続かないだろうという予想に反して、本人は寮 になじみ仕事も続けて4年ほどになる。

(4) M・H氏の生活歴

両親と姉、弟の5人家族に生まれる。地元の小学 校、中学校を卒業後、県立の技能学校に入学する が、間もなく退学して金屑屋で働くようになる。そ の後統合失調症で精神病院に入院し、退院後は知的 障害者更生施設に入所するが、精神疾患のために施 設での対応が難しく次第に居づらい状態になる。施 設から紹介されるかたちで、5年程前に現在の生活寮 に入所し、作業所の仕事に就いている。

父親は脳梗塞で倒れた後、特別養護老人ホームに 入所しており、母親はその後に病気で亡くなってい る。本人と姉弟などの、他の家族との関係はよくな い。父からは本人に連絡をとったことはないが、本 人は時折生活寮の職員に伴われて施設を訪ねてい る。息子が一生懸命やっていってくれればそれでよ いと言い、こんな体でなければ同居することもあっ たかもしれないと言う。今は自分の体のことだけで 精一杯で、他のことを考えることはできない。

父親からは、本人のこれまでの生活についての十 分な聴き取りはできなかったため、生活寮入所の際 の記録を下にした。

4. 結果と考察

家族の話の中から、共通する思いを含んだ言葉を 拾い出し、それを以下のように整理した。わずかな 調査対象者ではあるが、一定の傾向を読み取ること ができる。

回復への期待・障害受容へのためらい	 ・「体の障害とはちがい、はっきりと現れるものでないこともあって、大人になったらなんとか一人前になるのではないかという期待をずっと持ち続けていた。」 ・「学校の勉強が遅れていたのはわかっていたけど、自分も勉強は得意な方でなかったし、少々できなくても生きていけると思っていたから・・・」 ・「数字に強くて数学はできたり、乗り物が好きで、そういうことにはいろんなこと知っていたりしたから、優れているところを伸ばしていけばいいと思っていた。」 ・「中学の時に担任から、特殊学級に移ってはどうかと勧められたんですけど、本人がいやだって言って・・・。自分には本人を説得する力がなかったし、まだそこまではという気持ちもあって。」 ・「まわりの子はみんな手帳を持っていたり、一見してわかるような重い障害があったけど、うちはそうではなかったから、障害児の会とかに入るのは、ちょっとちがうような気がしていた。」
周囲との不協和	 「小学生のときにいじめにあって、それがきっかけで不登校になって…。でもとにかく学校行けって言ってやってたんですけど、保健室で一人で勉強したり、友達もいなくて、今考えるとかわいそうだったなと…」 「学校から、もうこれ以上この子の面倒はみれないから、どうにかしてほしいって言われて…」

	 ・「友達っていうのは、いなかったんじゃないのかなあ・・・。養護学校に入ってからは、またちがったと思うけど。」 ・「どこへ仕事に行ってもうまくやれなくて、やっぱり普通にはやれないんだなあと思った。」
家族の力に頼っての養育	 ・「なんとかよくしてやろうという思いで、本人にはずっと厳しくやってきた。小さい頃は、手をあげることもよくあった。」 ・「箸を持つ手を、無理やり左手から右手に替えさせたり、子供のことをずっとがんじがらめにしてきたと思う。」 ・「一人でがむしゃらにやってきた自分の育て方が悪かったという気持ちがある。しかし経験してみなければわからないことで、そのときにはそれしかできなかった。」 ・「近くに親戚や兄弟はいたが、何か相談したり、助けてもらったりしたことはなかった。」 ・「ここに至って自分が親として子供をみているだけでは、もうどうにもならないと思った。よくなるためには、専門家に任せた方がよいと思って…。」 ・「こういう子どもが生きていくためには、何といっても親の努力が必要だと思ってきた。親が頑張らなかったら、生きていけないんだ。」
地域との関係	 ・「親の会の支部には入っていたが、例会に出れば少々の情報が得られる程度で、特に自分たちにとっては役に立ったとは思わない。」 ・「この地域の人たちは、本人に対して親切だった。特に小さかった頃は、近所の人たちにかわいがってもらい、とてもありがたかった。」 ・「近くに入所施設はあるが、この程度の障害では入れないし、入れない者には施設は何にもしてくれない。」 ・「割合軽かったから、障害児とは思ってなくて、そういう会とか、相談するところとか、あんまり関係ないと思っていたし、よく知らなかった。」
療育手帳	 ・「養護学校に入ったら、周りの子はみんな障害児で、療育手帳も持っていて、あたりまえなんだけど、うちの子もそうなんだなって思って、学校から勧められたときにすんなり申請した。」 ・「小さいときから、訓練とか水泳とか、とにかくいろいろなところに通わせたり、しょっちゅう病院に行ったりで、お金がかかった。手帳をもらうと特別児童扶養手当が出るっていうことで、とても現実的な理由で申請した。」
医療・教育・相談機関で受 けてきたサービスに対する 思い	 ・「ああいうところは簡単なもんだ。この子どもは精神薄弱で、もうよくなることはありませんから、あきらめてくださいって、それで終わりさ。」

	 「いいって言われれば、どんなとこでも、遠くても何でも行ってみたけ ど、特になんかよかったかっていうと、そういうことはないな。」 「子どものことで、自分は何をどうしたらよいかわからなかったんです。 開き直るしかなかったから、何かわからないことがあったら、そのとき近 くにいる人に訊くしかないと思ってやってきて・・・。」 「子どもにどうやって接していいか、よくわからないことがあったけど、 そういうことを教えてくれるところはなかった。」 「いろんなところを駆けずり回って育ててきたので、ここが一番頼りに なったというようなことはないように思う。」 「ずっと頼りにしてた人とか、相談したりした人は、特になかったね。学 校にいたときは学校の先生に話してたけど。」 「養護学校に入った事は、ほんとうによかったと思う。子どもものびのび やれるようになったし、先生とか、親の方でいろいろ相談できる人がまわ りにできた。」
施設に対する思い	 ・「学校卒業してからは、仕事は続かないし、一緒に暮らしたい気持ちは あったけど、親の力ではどうにもできないし、やっぱりどっかに預けるし かないと思った。」 ・「前にいた施設は信用ならないところがいっぱいあった。なんだかんだっ て、しょっちゅうわけわからない金がかかって、必要なものなら何にも言 わないけどさ・・・。」 ・「前の施設は、お金も何かとかかったけど、行事のときなんかいっつも駆 り出されて、休みの日でも忙しかった。こっちは子どもみてもらってるか ら、頼まれたら断れなかった。人質とられてるようなもんだからね。」 ・「やっぱり自分たちだけではだめだった。自分の育て方が悪かったと思っ ているが、そのときはわからなかった。専門家はだめなことはだめと、 しっかり言ってしつけてくれる。」
現在の施設への思い・これ からの生活について	 ・「みんな施設に任せてしまって申し訳ない気持ちだ。今までのことを考え ると、こんなに楽してていいのかと思ってる。」 ・「経営がもっと安定してくれれば言うことないんだけど。」 ・「・・親の会とかいるなあと思っていた。施設からのお便りみたいなの も、やっぱりあった方がいいよね。」 ・「今の設備では、健康でなければ生活できないが、年をとって病気や身体 障害が出ても、ずっと暮らせるようにしてほしい。親の一番の願いだ。」 ・「親がいなくても子どもが生活できるようにすると言ってくれているの が、自分には何よりありがたいことだ。」 ・「いつかまた子どもと一緒に生活したいという気持ちは持っているけど、 自分も年をとるし、これからどうなるかは自分にもわからない。」 ・「ここまで子どももよくがんばってきたと思う。ずっと厳しくしばってき たけど、この後は、できるだけ子どもの思うとおりにさせたい。」

4. 考察

上記の結果から、この4人の知的障害のある人た ちとその家族に、共通する体験と思いのストーリー を読み取ることができる。いずれも中程度の知的障 害であることから、家族は発達の遅れに気づいてか らも、成長と共に幾分かでも回復するのではない か、できるだけのことをして能力を伸ばしてやれ ば、他の子どもたちに追いつくのではないかという 期待を捨てきれずにいた。そして障害を受け入れて しまうことをためらい、障害のある人たちと同じく 扱われることに抵抗を感じていた。懸命に医療機関 や訓練教室に通わせたり、ときには宗教にすがった りした人たちもいる。

また三世代同居の場合には祖父母の援助も受けて はいたが、どの家族も家族以外の親族、友人等の力 を頼ることはなく、できるだけ自分たちの力だけで やっていこうという気持ちを強く持っていた。「親 が努力するしか、この子たちが生きていく道はない んだ。」という言葉もみられ、いまだにそうした意 識を強く持ち続けておられる。

これには調査対象である家族の方々の年代が、福 祉サービス等の利用にあまりなじんでいなかったこ と、自助の意識が強い風土なども影響しているもの と思われるが、子どもが周囲に受け入れられないこ とで強化された面もあったと考えられる。また当時 の知的障害に対する社会の認識も十分でなく、地域 での生活を支える仕組みがほとんどないままで、障 害のある人と家族は捨て置かれていたといえる。

そうした養育環境では、やはり目前のことを考え るのに精一杯で、将来を見据えた対応が難しい。展 望を持たないまま、子どもに厳しく、またいきあた りばったりでがむしゃらな養育をしたことを悔やむ 声もあった。ふり返ってみると、もっとうまくやれ たのではないかという思いを、家族の方はそれぞれ に抱えておられたように思う。

以上のような家族の体験から、知的障害のある人 とその家族が地域の中で生活してゆくための支援に 不足しているものとして、次の3点をあげた。いずれ もすでに指摘されてきていることであるが、今回の 少数の調査対象者の生活歴の中にすら、その影響が 現れていることを改めて重く受けとめたいと思う。

(1) ネットワークの未整備

発達に遅れがあると知った時点で、家族がすみや かに子どもの養育についての支援を受けられ、保健 医療、教育、福祉などを縦横に連携した成人までの 一貫した体制が必要である。それがないことで、子 どもの成長の段階ごとに、右往左往しなければなら なかった家族の苦労はたいへん大きかった。特に幼 時には、ドクター・ショッピングのように、様々な 施設、機関や団体などを渡り歩くことがみられた。 知的障害に関係する施設や機関は数多くあり、家族 が子どもへの思いから、自力でそれらをたどらざる を得なかったことは、関係機関の間にネットワーク が築かれていないことの現れである。

長い年月が過ぎたためもあろうが、医療機関や児 童相談所、親の会など、いくつものフォーマル、イ ンフォーマルな社会資源を利用していながら、調査 対象である家族の中には、それが自分たちの支えに なったという意識はほとんど見出せなかった。その 当時の支援が、個々の機関の中での対応にとどま り、家族に対して総合的な情報をもって臨むことが なかったことによるものと思われる。

地域の中に各種のサービスを提供する機関や施 設、団体のネットワークが構築されていれば、複数 の領域にまたがる支援の調整を行ったり、成長の段 階に応じて家族に必要な情報を提供して、将来への 見通しを持った支援をすることが可能になり、大き な支えになったものと思われる。

(2) コーディネーターの不在

知的障害のある人が地域で生活してゆくために は、保健医療、福祉、教育、労働など、複数の領域 のサービスを利用する必要があるが、上述のネット ワークの未整備と共に、その全体を調整し家族と本 人の相談に対応するコーディネーターが確保されて いないことも問題である。そのために、家族は自ら の力で各領域の情報を集め、本人の生活のあり方に ついて考え、選択してゆくという負担を負うことに なる。家族の力のみでは、サービス利用の選択肢が 限られたり、本人より家族の考えにもとづく判断が なされたりする可能性がある。またすべての家族 が、それを行うために十分な力を備えているわけで はないため、本人の生活の質が家族の力に左右され ることになってしまう問題も無視できない。

またはじめに指摘したように、知的障害のある人 の場合、その幼児期・学童期には、医療機関、療 育・相談機関、学校など比較的多くの機関との関わ りがあるが、年長になるにつれて、本人と家族が継 続して関わる機関が少なくなる傾向がある。特に深 刻に思われるのは、高等養護学校を卒業した後には 多くの場合、本人と家族はその支援の核となる人や 場を失っていることである。卒業後に企業や作業所 などでの就労を目指す人たちは、学校から紹介され た職場になじめなかったり、退職することになれ ば、以後は養護学校とのつながりのない状態で、そ の後の生活設計を本人と家族の力のみで行わなけれ ばならない。

この卒業後のフォローアップについては、担い手 がいない状態で長く放置されており、知的障害のあ る人とその家族にとって、深刻な問題である。

また施設に入所するという選択をする場合には、 その支援は教育の場に代わって福祉施設が担うこと となる。施設入所によって、今後の生活の保障を得 られるという安心感は大きく、特に家族はこれまで の肩の荷を降ろす思いであろう。しかしこの聴き取 り調査の中でも明らかなように、施設で何らかの問 題を起こしたり、施設に対して不満や不信を持った ときには、その施設による支援は有効に機能せず、 利用者とその家族にとって非常に生活しにくい状況 が生まれる。

だが施設を生活の場とせざるを得ない場合には、 本人と家族の立場はたいへん弱く、そこに居続ける ためには理不尽な対応にも耐えなければならない。 今回の聴き取りの中でも、施設の設備やサービスの 質の問題ばかりでなく、不明朗な金銭管理や、寄付 やボランティアの要求、また手のかかる利用者は即 退所させて省みないといった施設としての姿勢を疑 うような問題を含む話もあった。施設に入所した後 にも、家族は様々な役割を求められ続ける現実があ り、その要求に応えることが叶わない、力のない家 族の場合には、施設の中での本人の立場が弱くなっ てゆくこともあった。

こうした状況を改善するためにも、第三者の立場 で、本人と家族に対応することのできるコーディ ネーターが地域の中に存在することがぜひとも必要 である。さらに今後は、知的障害のある人たちの高 齢化が大きな課題となることが予想されるが、現在 は、高齢者としての枠組みでの対応に委ねられてい る。しかし地域で生活し続ける人たちには、誕生か らその高齢期までを支えられるシステムがぜひとも 必要で、その核となる人の配置が求められる。

(3) 利用者としての意識の未成熟

不十分な支援体制の下で生活してきたことで、調 査対象者の方々には、保健医療や福祉等のサービス の利用者としての意識が、まだ十分に育っていない 面がみられた。聴き取り調査を通じて、家族の方々 からは、親としてはできるだけのことをしたい、親 が努力しなければ子どもは生きてゆけないという切 実な思いが感じられた。それは家族にとっては現実 の体験に基づく思いであろうし、親としての愛情と 責任感に溢れた尊いものである。家族の存在を前提 としている、現在の支援体制においては、その姿勢 は必要なものでもあったといえる。

しかし人生をどのように送るかを選択し、決定し てゆくのは、その人自身であるという理解も、家族 には望まれるところである。子どもが成人してもな お家族が前面に出ることで、本人がその意思を表 し、サービスの利用を進めてゆく力をそいでしまう 可能性がある。福祉施策の方向が変化してもなお、 家族が安心を求める気持ちから、地域での生活より 施設入所を強く望むことなどが、問題として度々指 摘されている。

知的障害のある人たちのためのサービスは、これ までのような療育や訓練を主体としたものから、地 域での生活支援に軸足を移している。障害のある人 自身が、主体的に自分の生活設計を行えるような援 助のあり方が求められている。そのためには専門職 と共に、家族の意識も変えてゆく必要があるのでは ないだろうか。いかに本人の意思や希望を反映した 生活を実現できるかが、今後の課題であり、そのた めには本人と共に家族にも、社会福祉サービスの利 用者としての意識を持ってもらうことが必要だと考 える。

以上たいへん稚拙なものであるが、知的障害のあ る人とその家族の支援について、聴き取り調査から まとめた結果である。わずかではあるが、この方た ちの置かれた状況が見えてきた思いがあり、続けて 対象を拡大して調査を行い、この度の結果から得た ものをさらに深めてゆきたいと考える。

最後に、お忙しい中今回の聴き取り調査にご協力 下さった方々に、心より感謝申し上げたい。

注

- 「平成12年度全国知的障害児(者)実態調査」
 2000年 (財)日本知的障害者福祉協会調査・ 研究委員会
- 2)及川克紀、清水貞夫 1995 「障害児をもつ家 族の問題―家族研究の問題と課題―」発達障害 研究 17(1)54-61
- 3)石崎朝世 1995「地域の精神遅滞者—その充実した生活のためにどのような援助が必要か」
 日本精神薄弱者福祉連盟 発達障害医学の進歩
 7 42-48 診断と治療社
- 4)望月まり、秋山泰子 1999 「重複障害を持つ
 知的障害者の親の思いについて」川崎医療福祉
 学会誌
- 5)9(2)1999 201-207 「障害者福祉行政の概要」 2002年 A県厚生部 障害福祉課

参考文献

- 1) 久保紘章 1882 「障害児をもつ家族に関する研究と文献について」
 ソーシャルワーク研究8(1)
- 2) 島崎理佐子 1998 「家族援助における親の会 の役割-歴史的変化に応じた援助システムの展

望」発達障害研究20(1) 35-44

- 3) 中野敏子 2000 「知的障害者福祉とソーシャ ルワークーパラダイム転換と新たな役割・機
 能」ソーシャルワーク研究25(4) 77-84
- 4) 松本千そう 1999 「職業リハビリテーション をめぐる最近の潮流 地域支援システムを考え る 2 知的障害者の職業的自立のための支援体 制のあり方」 季刊職リハネットワーク44 9-11
- 5)飯田尚樹、牛谷正人 1998 「当事者および家 族の地域生活支援に関する研究 知的障害のあ る人のための地域生活ケアシステムとは」 心 身障害児(者)の地域福祉に関する総合的研究 平 成9年度研究報告書 163-196
- 6)北岡賢剛他 1997 「当事者および家族の地域 生活支援に関する研究 求められる家族支援 サービスとは 滋賀県甲賀郡障害者生活支援センターの取り組み」 心身障害児(者)の地域福祉 に関する総合的研究 平成8年度報告書 99-114
- 7) 望月葉子、山田耕一郎 1995 「知的障害者の 職業的社会化に関する考察 職業自立を支援す る視点から」 障害者職業総合センター研究紀 要4 1-19
- 8)木下康仁 2003 「グラウンデッド・セオ リー・アプローチの実践」 弘文堂
- 9) 舟島なをみ 1999 「質的研究への挑戦」 医学書院
- 10) 土屋葉 2002 「障害者家族を生きる」勁草書房
- ロイ・I・ブラウン 中園康夫、末光茂監訳
 2002 「障害を持つ人にとっての生活の質」
 相川書房
- 12) 野辺明子、加部一彦、横尾京子編 1999「障害 をもつ子を産むということ」中央法規

学童保育指導員の事例検討会のあり方について

A study of procedure for a case study conference for after-school care-workers of schoolchildren

森恭子 Kyoko Mori

欧文抄録

After-school care services were built in the Amendment Child Welfare Law in 1997 as services in context of rearing and civilizing all of child after school. Such services are increasing rapidly but the qualities of services in particular those of care-workers are concerned. Under the Amendment law did not set up a standard of requirements of care-workers for schoolchildren. Therefore there are differ in the qualities among care-workers and in fact they are unqualified and inexperienced workers or people from a variety of backgrounds. A job as a care-worker needs skills of relationship with children, but there are no special schools to train after-school care-workers are necessity in order to improve their childcare skills. A case study conference especially is significant for their training.

This paper is concerned with the case study itself for current after-school care-workers and proposes a procedure of case study conference from a welfare viewpoint. This case study conference only deal with a case concerned about daily communication between care-workers and children and explores a subject of relationship between care-workers and children. Under this conference understandings of children feelings and strengths perspectives are focused on, then coping with children are considered based on the principle of casework.

要 約

学童保育は1997年の児童福祉法改正で放課後児童 健全育成事業として位置づけられ、量的に拡大して いる一方、その担い手である指導員の質の問題が問 われている。法律上、指導員の資格要件等は明確に 規定されなかったこともあり、指導員の資質には格 差があり、現実に無資格者、未経験者またはさまざ まな資格取得者から構成されている。指導員の業務 は子どもとの関わりにおいて専門性が要求される が、指導員の教育養成課程もないため、現任訓練と して研修の実施が欠かせないであろう。研修の中で も、具体的な事例を扱い討議する事例検討会の果た す役割は大きいと考える。

本稿では、学童保育指導員の現任研修における事 例検討会について、福祉的アプローチを取り入れた 事例検討会のあり方及びその進め方についての試案 を提唱した。本稿で提唱する事例検討会で扱う事例 は指導員と子どもの日常生活場面を取り上げたもの と限定し、検討する課題は指導員の子どもとの関わ りである。そこでは、子どもの気持ちの理解及び子 どもの長所を発見することが重視され、その上で指 導員の子どもへの対応がケースワークの原則を基軸 として検討される。

<和文及び欧文キーワード>

学童保育(after-school care of schoolchildren) 事例検討会(case studies and case conferences) はじめに

少子化の深刻な対応として「子育て支援」が重視 されるようになり十余年経つ。国や地方自治体は、 各種の法令の整備、保育所の機能の拡大、地域の子 育て支援センターの設置など、とくに未就学児とそ の親を対象にした子育て支援対策について積極的に 取り組んできた。しかし、その延長上にある学童保 育に関しては依然として取り残されている。

学童保育は周知のように、1997年の児童福祉法改 正(以下、改正児童福祉法とする)のもとで、放課 後児童健全育成事業として初めて法的に位置づけら れた⁽¹⁾。法的な位置づけにより設置数は増加傾向にあ り、公営および公社・社会福祉協議会が運営する学 童保育も増加している⁽²⁾。しかし、量的に急増してい る一方、質が追いつかない現状である。もともと改 正児童福祉法では、具体的な基準や内容が定まらな かったために、施設設備や指導員の資格等の課題は 多く残されたままであった。

放課後児童健全育成事業実施要綱(1998年4月9 日厚生省児童家庭局通知)で、学童保育の従事者に は「遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者 (放課後児童指導員) | と規定されたが、保育士の ように固有の資格は規定されず、児童館職員と同様 の「児童の遊びを指導する者」が望ましいとされ た。従って、指導員の採用要件は運営主体の裁量に よって決まるので、かなり資質の面でばらつきが予 想される。実際、全国学童保育連絡協議会の指導員 に関する実態調査③によれば、何らかの資格がある者 は75%であるが、幼稚園教諭、小・中高等学校の教 諭、保育士などさまざまな分野にわたり、24.6%は資 格はなかった。また、平均勤続年数は、4年以下で あり、指導員の大半は非常勤やパートの非正規職員(4) という現状では、なかなか質の向上を図ることは難 しい。

指導員の劣悪な身分、労働条件等を改善するため に、指導員の現任訓練である研修・学習制度の強化 等により、指導員の質や専門性を高め世間に広く認 めてもらおうとする動きが近年活発になっている。 筆者は、富山県で学童保育指導員の研修会に携わっ ているが、指導員の質の向上として研修制度の役割 は大きいと実感している。とくに研修の中でも、理 論と実践のかけ橋となる事例検討会は有効であると 考えている。筆者は社会福祉教育に携わる教員とし て、事例検討会に関心をもっており、拙稿において 福祉を学ぶ学生のための実習終了後の事例検討会の 進め方についての試案を提示した⁽⁵⁾。今回、それを学 童保育指導員のために応用できないかと考え、本稿 で学童保育指導員の事例検討会の進め方を新たに考 案するものである。

本稿では、学童保育指導員の研修制度における事 例検討会の意義について述べ、福祉の立場からの事 例検討会のあり方について記述する。学童保育の現 場は、その性質上、教育、保育など広範囲なアプ ローチが考えられるが、福祉の立場から対人援助と いう視点を基礎においた事例検討のあり方、進め方 に限定するものとして、学童保育指導員の事例検討 会の進め方についての試案を提示するものである。

1. 学童保育指導員の研修としての事例検 討会

全国学童保育連絡協議会や各地の連絡協議会など は、講師を招き講演会や分科会を設けて指導員の資 質の向上に努めたり指導員同士の交流を図ったり 等、研修会や学習会を定期的に実施している。1998 年の全国学童保育連絡協議会の調査では、三分の二 の自治体では指導員の研修がなかったことが明らか にされたが⁶、改正児童福祉法以降、放課後児童健全 育成事業実施要綱では、市町村等による研修等の実 施および都道府県でも指導員の資質の向上に努める ことが明記された。1998年度から市町村及び都道府 県には「放課後児童指導員の計画的研修を実施す る」(通知)が義務づけられ、その具体化として都 道府県段階の研修に対して補助が創設され研修会の 費用が予算化されるようになった。

2001年には指導員の専門性を追究するために学童 保育指導員専門性研究会(会長二宮厚美)が発足 し、同会の編集のもとに「学童保育研究」という初 めての学童保育の学術的な専門雑誌が発刊された。 また2003年には全国学童保育連絡協議会は「学童保 育士」なる独自の資格を創設するよう厚生労働省、 文部科学省に要望した(7)。

このように指導員の質についての関心が高まるな かで、指導員研修に期待されることはますます大き くなっていくと思われる。現在のところ、教育機関 の中では、教員や保育士、社会福祉士のように学童 保育指導員のための養成課程が設けられているわけ ではないので、実際には初めて指導員という仕事を 経験した後に、その仕事の固有性や専門性に気づか されるの者が多いのではないかと思う。

そのため、専門知識や技術を学び身につけるため には、研修といった機会が与えられることが必須と なる。また、多くの現場は2~3人しか指導員がい ないので、指導員は相談する相手も限られ、助言さ れる先輩職員もいないので、自分の仕事のやり方に 自問自答するしかない。身近に適当なスーパーバイ ザーもいない現状では、研修会という場は、指導員 らにとって唯一の拠り所になるのではないだろう か。また、研修会は、他の指導員の話を聞いたり、 自らの体験を話したりなど他の指導員と交流する場 としても活用され、それはお互いに支えあい、勇気 づけられたりといったサポートグループの役目をも 果たすことができるであろう。

そこで、次に研修会の中身が問題となってくる が、自治体の研修が実施されているとしても、学童 保育指導員の固有のテーマや問題にそぐわないとす る声もある。真田は「実践を交流しあうなかから、 一人ひとりが確かめ、自分たちの実践を振り返り、 反省し、交流の中からの経験を蓄積し体系化してい く学習」の必要性を説いている⁽⁸⁾が、それを実現して いく一つの有効な研修のあり方が、事例検討会であ ると筆者は考える。

全国学童保育連絡協議会の調査では、指導員が希 望する研修内容として「子どもの心理や精神的な理 解」と応えている人が62.3%として最も多かった⁽⁹⁾。 筆者も富山県学童保育指導員らからしばしば要請さ れる事柄は「子どもへの関わり方」である。言うな れば、指導員の仕事として子どもとのコミュニケー ションスキルが要求されることを意味している。コ ミュニケーションスキルを身につけるためには、専 門家の講演を聴くといった研修方法では難しいので はないかと考える。日常生活の指導員と子どもとの やりとりの場面を事例として取り上げ、それについ て検討するほうが具体的ゆえに容易に理解できるだ ろう。また、事例検討は、職員が業務の見直しを 図ったり、自分自身の気づきができたり等の利点も あり、前述したように、比較的少人数で行われる事 例検討会では、他の学童保育の情報も収集でき知識 が広がるとともに、サポート的要素も生まれやす い。

事例検討以外にも、現在、筆者は須之内(日本女 子大学) とライブスーパービジョンのような研修を 実践し始めている。須之内は学童保育の経験が20年 以上あり、現在は大学で教育・研究活動に従事して いるが、学童保育の分野で数少ないスーパーバイ ザーとなりうる人物である。研修内容は、ある学童 保育の現場で、須之内が問題児とみなされている子 どもと関わり、その情景がビデオに収録されるが、 後日、指導員たち(他の現場の指導員も含む)がそ のビデオを視聴しながら、須之内の解説を聞くと いったもので、生(に近い)の素材を使用する研修 である。カウンセリングやケースワークの分野では 面接場面を録音したり、ビデオで撮影したりして スーパーバイザーとともに見直しスキルを身につけ るといった方法がなされているが、その要領を応用 したものである。今後、この研修の回数を重ねて改 良し検討していきたいが、指導員、父母会の撮影の 許可を得る等の事前の準備に手間がかかることが難 点である。手軽さという意味では事例検討会が今の ところ適当な研修スタイルであろう。

2. 福祉の立場からの事例検討会

(1) 事例検討会についての概要

まず事例及び事例検討について整理しておきた い。福祉の立場からは常に援助ということが念頭に あるので、事例検討は「複数の援助者が集まり、援 助の経過、問題点、援助の進め方などを集団で討議 する一つの機会である。」⁽¹⁰⁾と表現される。これを学 童保育においての福祉の立場からの事例検討に置き 換えてみれば「複数の指導員が集まり、子どもや親 との関わりや問題点、固有の集団への働きかけなど を集団で討議する一つの機会である」といいかえる ことができるであろう。そもそも事例検討の出発点 は、現場の指導員の日々の悩みや疑問から、他の指 導員や専門家の意見や助言を聞きたいということに あるだろう。集団で討議することにより、指導員が 子どもや親との関わりについてのさまざまな知識や 技術を学んだり、事例の背後にある気づかなかった 新しい事実などを発見する力を養ったり、そして指 導員自身が自分を発見し自己覚知したりすることが できる。

それでは事例検討では何を検討するのか。いくつ かあるだろうが、筆者は尾崎が提唱する「援助関 係| …を検討することが、まず指導員の事例検討会で は適当ではないかと思う。筆者が指導員の事例検討 会に参加するなかで、耳にすることは「言葉遣いが 悪い子どもを治すにはどうすればいいのか」「モノ を大切にしない子どもに、モノの大切さをわかって もらうには…」「わがままでいうことを聞かない子 どもにいうことをきかせるには・・」「集団生活に なじめない子どもをなじませるには…」「親が子ど もに塾や稽古事をさせているのでやめさせたいのだ が…」などがある。もちろんいずれも指導員の切実 な心情は理解できるのだが、これらはどちらかと言 えば子どもや親を「問題」があるとみなし、指導員 が彼らを変えたいと願うものである。しかし、それ はさておき尾崎流にいえば「指導員と子どもの関 係」を見直すことを先決としてみたらどうであろ う。ここでは「子どもは指導員との関係を活用する ことで自ら変化、成長していく」という視点に立っ ている。すなわち、筆者が薦める事例検討では、ひ とまず検討されるべきことは「子どもや親の問題」 ではなく「指導員側の問題」である。それは「指導 員が子どもをどう捉えて理解しているのか」という ことから出発する進め方である。

事例の性質として、福祉の分野では通常「援助プ ロセスを追った事例」(援助の展開過程を記した事 例)と「援助場面による事例」(対人関係のやりと りや実際に起こった出来事の場面を題材にした事 例)に大別される。本稿では、後者の性質の事例検 討会に限定し、その進め方について考えてみたい。 指導員の多くは、日々の子どもとの関わりでとくに 苦慮しているため、ある日常生活の場面や出来事を 記した事例を扱うことから出発することが適当であ ろう。従って以下、事例の性質として「日常生活場 面による事例」を題材として事例検討会の進め方に ついて検討する。

(2) 何に焦点を絞って討議を進めるか

通常、事例検討会で人々が集まり討議する時間は 限られている。そのため前述したように「子どもと 指導員との関係」を検討するときに、どのような観 点から討議を進めていくかは大事なことである。そ こで、以下の点に絞れば、指導員が従来の子どもへ の対応を見直し、子どもとの関わりにおける技術を 学ぶことができ有効であると思われる。

①「子どもの理解」を考える

福祉専門職の援助技術として「対象者を理解す る」技術は最も重視されており、「対象者の理 解」のために種々の異なるものさしをたくさんも ち豊かにしていくことは必須である¹²⁰。指導員も子 どもという対象者を理解することなしには関係も うまくいかないであろう。「子どもの気持ちをわ かっている」といいながら案外「わかったつも り」になっていることが多い。それは、指導員自 身が、自分の今まで生きてきた経験や価値観から 子どもの気持ちを推し量り、子どもを理解しよう とするからである。人と関わる専門家は、まず自 らの相手への理解が決め付けであるかもしれない ことを疑い、その他の理解を考えてみることが必 要である。とはいえ、自分自身であれこれと想像 してみても限界があるので、事例検討会で集まっ た複数の人々の意見を聞くことにより、多様な理 解を得ることが可能なのである。子どもの気持ち を多角的に考えていくことで、隠されていた子ど ものニーズが浮き彫りにされるかもしれない。

従って、事例検討会の進め方の最初の段階で は、「子どもの理解」を突破口として議論が始ま る。事例提供者を含め参加者全員で「子どもがそ の時なぜそのような言動をしたのか」ということ を考え、それらを列挙することが重要である。こ うすることで、指導員は「理解の技術」を身につ けることができる。事例がどこまで深められるか ということは、ここでどれだけ十分に意見が出さ れるかにかかってくるだろう。

②「子どもの長所」に気づく-ストレングスの視点

次に、子どもの良い点を発見していくことが重 要である。常に、事例として上ってくることは

「問題をもつ子どもや親」である。通常、問題、 短所や欠点などの悪い面は目につきやすい。近 年、ソーシャルワークの分野では、対象者の「問 題」や「弱さ」に目を向けるのではなく、「強 さ」や「長所」に注目するといったストレングス の視点が強調されるようになり、それを援助に活 かしていこうとする考え方が広まってきている⁽¹⁸⁾。 指導員も問題児とみなされがちな子どもの良さや 長所を見つけようとすることによって、その後の 対応への変化が期待できるのではないかと思う。

また、とくに学童保育の現場では、固有の集団の 中で各々の子どもの特性が活かされ、種々の場面 で各々の子どもがリーダーシップを発揮できるよ うな集団づくりを指導員は心掛けなければならな い⁽⁴⁾。なかなか事例提供者本人が気づくことは難し いので、事例検討会の参加者全員の力を借りて、 対象児童の良さを書き連ねていくことが肝心であ る。事例提供者は見落していたいくつかの点を気 がつく機会を与えられるであろう。

③「子どもの理解」「子どもの長所」に沿った対応のあり方を考える-バイステックの7原則を基本に-

対象児童の気持ち、ニーズや長所がいくつか明 らかにされたら、次はそれらに応ずる形で子ども への対応が考えられなければならない。ここでも 参加者からいろいろな意見を出してもらう。

その際、なんらかの指標が必要となるだろう。 専門職といわれる職業の場合は、倫理綱領や価 値、原則といったある種の規範に基づき自らの職 業行為を判断することができる。また、専門職の 養成課程でそれらを学習しているので同じ専門職 間では共通認識がある。しかし、学童保育指導員

の場合は専門職として未確立であり、さまざまな バックグラウンドをもつ人が指導員となっている ため、その点が不明確である。従って既存の専門 職種から学童保育指導員の仕事と類似する価値基 準や原則等を借用して、対応のあり方を検討する という方法が考えられる。ここでは、伝統的な ケースワークの原則であるバイステックの7原則 を活用することを提案する。バイステックの7原 則は、援助者とクライエントの援助関係を形成す るための原則であり、学童保育においても指導員 と子どもとの関係形成という点で参考になるであ ろう。1950年代のアメリカで誕生したが、時代や 文化を超えた普遍的な原則であり、日本では、 1965年に原著が翻訳されたが、1992年に新訳が登 場するなど、現代の日本でも新たに見直されてい る(%)。またこの原則が良い点は7つにシンプルにま とまっているので覚えやすくわかりやすいことで ある。従って、司会者あるいは助言者は事例検討 会でバイステックの7原則について説明すると良 いっ

(3) 指導員と子どもとの関係における相互作用

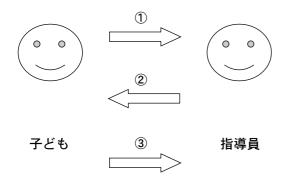
この事例検討会では、指導員と子どもとの関係に おいての相互作用が明らかになる。つまり、子ども の気持ちを理解し、子どもの長所を発見し、バイス テックの7原則の内容(ニード)を踏まえ、指導員 は反応(対応)する。それによって、子どもは指導 員の反応(対応)に気づき、変化・成長をしていく ことができる。〈図1〉

3. 事例検討会を始める前に

(1) 事例検討会の構成メンバー

一般的に事例検討会は、司会者、記録係、事例提 供者、助言者、参加者といったメンバーで構成され る。それに加えて、黒板(ホワイトボードなど)に 参加者からの意見を板書する書記係を配置すると良 いだろう。事務的な運営の詳細等については、岩間 伸之著『援助を深める事例研究の方法:対人援助の ためのケースカンファレンス』(ミネルヴァ書房、 1999)が参考となる。

図1 指導員と子どもとの関係における相互作用



(2) 事例提供者のファクトシートの作成

事例検討会で事例を提供する指導員は、予めファ クトシート(事例の情報をまとめたもの。日本では しばしばフェイスシートと呼ばれる)を用意してお くと、参加者は討議しやすい。プライバシーに配慮 して、学童保育の名称や指導員及び対象児童の名前 は明記しないなど詳細を書くことは控える。必要で あれば事例検討会の発表のときに口頭で説明する。

ファクトシートの中身については、まず、運営体 制について明記する。学童保育の場合、同じ県内で

	バイステッイク	子どもを対象とした	(1)の方向	(1)の方向		③の方向				
	の7 原則の名称 (括 弧 内 は 新 訳)	原則の内容	原則から導かれる子どもの ニード	子どもの気持ち の理解、長所	指導員の反応	子どもの気づ き・変化・成長				
1	個別化(クライ エントを個人と して捉える)	子どもを人格をもっ た一人の人間として 個別に配慮する。	一人の個人として迎えられ たい。	・子どもの気持 ちを考えてほし い。	適切に対応する。	子どもは、指導 員の反応に気づ き、変化・成長 していく。				
2	意図的な感情表 出 (クライエン トの感情表現を 大切にする)	子どもの怒り、恐 れ、憎しみ、悲し み、不安という否定 的な感情を含むあり のままの感情を吐き 出せる必要がある。	感情を表現し解放したい。	・子どもの良い 点をみて欲し い。						
3	統制された情緒 的関与(援助者 は自分の感情を 自覚して吟味す る)	子どもに自分の気持 ちが伝わり理解され たという感情の交流 が与えられる必要が ある。	共感的な反応を得たい。							
4	受容 (受けとめ る)	子どもをあるがまま に受けとめ理解す る。	価値ある人間として受けと められたい。							
5	非 審 判 的 態 度 (クライエント を一方的に非難 しない)	子どもを自分や社会 の価値から一方的に 評価し裁き説諭する のではない。	一方的に非難されたくな い。							
6	自己決定(クラ イエントの自己 決定を促して尊 重する)	子どもも自分のこと は自分で決定する。	問題解決を自分で選択し、 決定したい。							
7	秘密保持(秘密 を保持して信頼 感を醸成する)	子どもも自分の私的 な事柄は勝手に人に 知られたくない。	自分の秘密をきちんと守っ て欲しい。							

(出典:福永英彦|児童ケースワークの方法と実際」小田兼三、豊山大和編著|児童ソーシャルワーク」相川書房、1994pp.34-35 及び尾崎新、福田俊子、原田和幸訳|ケースワークの原則-援助関係を形成する技法」誠信書房1996、p.27を参考に筆者が作成)。 あっても形態はさまざまであるので明記しておくと よい。次に対象となる子どもについての情報を記述 する。年齢、性別、家族構成、利用形態、指導員か らみたその子どもの性格や特徴などを書く。そし て、対象児童と指導員との間の具体的な出来事、場 面を記述する。このとき、叙述体(対話形式)で書 くと参加者はよりわかりやすいが、要約体として書 いても構わないであろう。しかし、指導員がどのよ うに対応したのかが具体的にわかるように書いてお くことが肝心である。最後に、事例提供の理由につ いて記述する。「なぜこの事例を出したか」、「検 討して欲しいと考えていること」などを事例提供者 が率直な思いを書き留めておく。以下、事例検討会 のファクトシートの具体例を示した<図2>。

図2 事例検討会のファクトシート(例)

XXXX年XX月XX日 XXXX研修会
1. 運営体制
・運営主体:町からの委託
・開設場所:学校の空き教室
・開設時間:月~金(下校時刻~6時)
 ・登録児童数:40名
 ・児童の学年別構成:1年15名、2年20名、3年5名
 1日平均利用数:23名
 ・指導員の体制:4名(常勤2名・非常勤2名)、常時2名
2. 対象児童について
・A子:学年(小学校1年),性別(女児)
・家族構成:父、母、妹
・利用形態:毎日利用、迎えは6時頃
・性格や特徴:思い通りにならないとすぐに泣く。常に一番でないと気がすまない。
3. ある日の出来事・場面
 6時近くなり帰り支度をする場面である。
(叙述体:対話形式)
指導員「A子ちゃん使ったおもちゃを片付けようね」
A子 走り出して行ってしまう。
指導員「A子ちゃん片付けないと帰れないよ。一緒に片付けよう。」と追いかける。 ・
(要約体)
母親が迎えにきたときに遊んでいたおもちゃを片付けずに帰ろうとするA子に対し、指導員がきつく注意をすると、A
子は無視して走っていってしまう。・・・
4. 事例提供の理由・検討課題
・A子にそろそろ片付けるようになって欲しい。親にきつく言ってもらうほうがいいのか迷っている。

3. 具体的な事例検討の進め方

以上のこと踏まえて、学童保育指導員の事例検討会

の進め方の試案を<図3>に示した。筆者の経験を もとに考案した。

図 3	事例検討	(研究)	の進め方一対	人援助場面の事例を中心に-	(森試案)

ステージ1	:メンバーの自己紹介
	\downarrow
ステージ2	: 事例検討会の概要・意義及び守秘義務についての説明
	\downarrow
ステージ3	: 事例提供者の事例についての発表
	\downarrow
ステージ4	:場面をロールプレイ
	\downarrow
ステージ5	:事例提供の理由の説明
	\downarrow
ステージ6	: 質問・確認および他の情報収集
	\downarrow
ステージ7	:子どもの理解・子どもの長所を考える
	\downarrow
ステージ8	:子どもの理解や良い点に則した対応
	\downarrow
ステージ9	:助言者のコメント
	\downarrow
ステージ10	: フィードバック

以下、それぞれの解説をする。

(1) ステージ1-メンバーの自己紹介

司会者が参加者全員の自己紹介を促す。所属と名 前、事例検討会に期待することなどを話してもら う。事例検討会は交流の場でもある。しかし、時間 や人数などの制限があるので手短に行う。

(2) ステージ2-事例検討会の概要・意義及び守秘 義務についての説明

事例検討会について、おそらく多くの指導員はあ まり馴染みのないのではないかと思う。学童保育指 導員の業務を専門的に学ぶことができる教育機関が ないことも原因でもあるが、仮に既存の現任訓練で の研修会で事例検討会を経験したとしても、討議の 過程で事例が分析的に深められていく形式の事例検 討会は少ないだろう。実際、福祉の分野では事例検 討は重視されているものの、その分析方法は確立し ているとはいえない⁽¹⁶⁾。従って、司会者(あるいは 助言者)は、事例を検討を開始する前に、事例検討 会の概要・意義についての説明をしておく必要があ る。

そのとき、前述したように、ここで筆者の提唱す る事例検討会が「指導員と子どもの日常生活場面」 を題材にした事例であり、検討されるべきことは 「指導員の子どもとの関係」ということを明確に伝 えておくことが肝心である。注意しなければならな いことは、この事例検討の場合は、繰り返すようで あるが、誤解を恐れずにいえば「指導員の対応の問 題点」をみていくことになるので、下手をすれば、 事例提供をした指導員自身の対応のまずさの粗捜し になりかねない。そのため、司会者は、参加者が事 例提供者の子どもへの対応について非難や中傷する ことがないように配慮し、建設的な意見を出すよう に話しておかなければならない。

さらに、司会者は事例のプライバシーに配慮し、 事例についての守秘義務を説明し、配布されたファ クトシートの取り扱いについても注意するように話 さなければならない。

(3) ステージ3-事例提供者の発表

事例提供者である指導員は、予め作成したファク トシートを参加者に配布し、それに沿って発表す る。ファクトシートに記述されていないことについ ても、口頭で補足しながら説明する。

(4) ステージ4-場面をロールプレイ

ある出来事、場面について可能であれば簡単な ロールプレイを実施する。ロールプレイをすること により、参加者はその場面について具体的にイメー ジしやすい利点がある。ロールプレイに馴染みのな い参加者もいると思うので、助言者がロールプレイ の概要や意義についての簡単な説明をするとよいだ ろう。役割については、司会者が参加者にロールプ レイの役割を演じてもらうよう促す。ただし、ロー ルプレイが容易に実施できる場合は、配布された ファクトシートにおいて子どもと指導員の場面の詳 細が、叙述体(対話形式)で明記されている場合で ある。ロールプレイ終了後に、事例提供者は口頭で 補足してその場面の詳細を話すとよい。例えば、

「子どもはもっと大声で泣きわめいていた」「子ど もは何度も強く叩いていた」など状況を説明する。

(5) ステージ5-事例提供の理由を説明

事例提供者が、本事例を提供した理由、その時の 感情や思い、検討して欲しいと思っていることなど を話す。ただし、ここで掲げた事例提供者の検討課 題を中心に話が進められるわけではない。参加者 は、ここで事例提供者の事例に対する見方、考え方 について知ることができる。

(6) ステージ6 – 質問・確認及び他の情報収集

事例提供者が事例についてひと通り説明を終えた ら、司会者は参加者に質問や確認事項及び、その他 知りたい情報があるかどうかを尋ねる。参加者が不 明確な部分を明確にし、共通認識をもてるようにす る。

(7) ステージ7 - 「子どもの理解」「子どもの長 所」を考える

司会者は子どもの気持ちを理解するために「子ど もがなぜこのような言動をとったのか」という点に ついて、参加者全員から意見を聞く。それらを書記 が黒板等に板書する。

次に、同様に司会者は子どもの長所・良い点につ いて参加者全員から意見を聞く。それらを書記が黒 板等に板書する。

(8) ステージ8-子どもの理解や良い点に則した対応

ステージ7、8から抽出された数々の意見をもと に、対象児童への関わりや対応について考えてみ る。この段階でも司会者は、参加者全員から意見を 聞く。それらを書記が黒板等に板書する。個別の子 どもへの対応だけではなく、家族や制度的対応につ いても考えてみる。

(9) ステージ9-助言者のコメント

助言者(この場合は福祉・ソーシャルワークの専 門家と限定)は、指導員の従来の子どもへの対応や 事例検討会で抽出された対応について、福祉の価 値、原則、技法と照らし合わせて助言する。前述し たように、まずは対人関係の技法としてバイステッ クの7原則を説明し、それらを念頭におきながら指 導員の対応についての意見を述べることが適当であ ろう。

(10) ステージ10-フィードバック

以上、検討の終了後に、司会者は事例提供者に感 想を尋ねる。また、参加者全員に事例検討会の感想 を聞く。時間がない場合は、参加者に事例検討会の 感想などについてのアンケート用紙を配布して後日 回収するようにする。

最後に、司会者は、事例検討会でいくつか出され た対応方法を事例提供者が現場で試すことの重要性 を言及し、事例の対象となった子どもにふさわしい 対応を見つけることに事例検討会の真の意味がある ことを述べて締めくくる。

おわりに一今後の課題

現場の職員は誰しも「こんな時どう対応すればい いのか」という「答え」を知りたがる。しかし、個 別な人間を扱う場合はマニュアル的な答え、すなわ ち「これが正解である」とすぐに断定できない。例 えば「攻撃的な子ども」がいた場合、「攻撃的」で あることを「問題」とみなしてしまうと、つい「攻 撃性をやめさせる」対応(答え)を求めがちにな る。しかし、このような一問一答は危険なので、事 例検討会で幾とおりもの「子どもの気持ち」を考 え、それに沿って指導員の子どもへの対応も幾とお りも考えられるということを強調したかった。これ らの作業を繰り返し行うことにより、指導員は子ど もとの関わりにおいてのスキルが身につくことがで きると思う。指導員の仕事に精通した適切なスー パーバイザーが少ない現状では、なおさらピア・ スーパービジョンという形式の事例検討会において 仲間同士で切磋琢磨しながら実践経験を蓄積し体系 化していくことが望まれる。

とはいえ、筆者の提案した事例検討会はまだ不十 分な点が多く残されている。例えば、学童保育指導 員の固有性に合わせた原則・価値・技術、子どもの 発達課題や発達年齢に応じた対応、集団への働きか け、近年の虐待児童やADHD児童の特徴といったい くつかの要素と事例検討会をいかに関連づけていけ ばよいのかなど検討すべき点は多い。実際、筆者が 行っている富山県での事例検討会は毎回多少異なっ ている。依然として実験段階であるが、今後も事例 検討会を通して改良を重ねていきたい。

<注>

- (1) 今回の法制化については、すでに学童保育については児童福祉法24条および39条第2項があり位置づけられていたにもかかわらず、厚生省が適切な公的責任を果たしてこなかったとする見方もある(石原剛志「児童福祉法における学童保育条項-児童福祉法24条による「保育」としての学童保育規定の意義」児童館・学童保育21世紀委員会編『児童館と学童保育の関係を問う「一元化」「一体化」をめぐって』萌文社,p143)
- (2) 全国学童保育連絡協議会の実態調査によれば、
 2003(平成14)年5月1日現在、学童保育数は
 13797ヶ所である。昨年に比べると972ヶ所、5
 年間で4200ヶ所の増である。
- (3) 全国学童保育連絡協議会『学童保育で働く指導 員-実態調査の報告』2001,p.6.

- (4) 2003年の全国学童保育連絡協議会の調査では非
 常勤やパートの非正規職員は7割以上という結果であった(日経新聞2003年10月17日付)
- (5) 森恭子「援助関係を基盤とした事例検討(研究)会の進め方についての一考察」『富山福祉
 短期大学紀要福祉研究論集』第3号2003,pp.29-38.
- (6) 全国学童保育連絡協議会『学童保育実態調査の まとめ 1998年版』1999.
- (7) 福祉新聞2003年8月11日付
- (8) 真田祐『日本の学童ほいく』 2000.3, pp. 28-29.
- (9) 全国学童保育連絡協議会『学童保育で働指導員-実態調査の報告』2001,p.65.
- (10) 尾崎新『社会福祉援助技術演習』誠信書房 ,1992, p.115
- (11) 前揭書,p.136.
- (12) 尾崎新『対人援助の技法』誠信書房,1997,pp.75-78.
- (13) エンパワーメント・アプローチの高まりとも
 に、ソーシャルワークのアセスメントにおい
 て、ストレングスの視点、すなわちクライエン
 トの健康や強さの側面を重視する「強さ指向の
 視点(Strengths Perspective)」が強調される
 ようになってきた。
- (14) 佐藤進、田中美奈子、須之内玲子著『学童保育の福祉問題』勁草書房,1993,pp.71-72.
- (15) 1957年にF.バイステックは、「The Casework relationship」を発刊した。日本では、1965年 田 代不二男、村越芳男 による訳「ケースワークの 原則-よりよき援助を与えるために」(誠信書 房)、次いで、新訳として1996年に尾崎新、福 田俊子、原田和幸らによる「ケースワークの原 則-援助関係を形成する技法」(誠信書房)が 発行された。
- (16) 森恭子,前揭書,p.30.

公共的スポーツ施設の利用からみた地域における 障害者スポーツの現状と課題 - 富山県について-

森 美佐紀 Misaki Mori

This paper deals with sports activities of handicapped people and public sports facilities. Sports is important to handicapped people especially because it rehabilitates them. So I investigated the use of handicapped people about public sports facilities and carried out examination of problems about sports activities of handicapped people.

キーワード 障害者スポーツ、 公共的体育・スポーツ施設

1 はじめに

日本の障害者スポーツを取り巻く状況は年々活発 になってきているように見受けられる。とくに平成 10年に長野でパラリンピック大会が開催されたこ とが大きな転機となった。全国障害者スポーツ大会 は今年で第3回を迎えて開催され、熱戦が繰り広げ られた。全国障害者スポーツ大会は昭和40年に開 始された全国身体障害者スポーツ大会と平成4年に 開始された全国知的障害者スポーツ大会とが統合さ れたもので、秋季国民体育大会開催都道府県で大会 直後に開催されることになっている。種目として は、個人競技は、陸上、水泳、卓球、アーチェリ -、ボウリング、フライングディスクの6種目、団 体競技は車椅子バスケットボール、バスケットボー ル、グランドソフトボール、ソフトボール、バレー ボール、サッカー、フットベースボールの7種目で ある。

しかしながら、障害者のためのスポーツというこ とを考えたとき、なお多くの問題が残されていると いわざるをえない。つまり、障害者がいろいろな場 所で、どのような障害があろうともスポーツが楽し めるという環境を整えるためには、さまざまな面か ら検討する必要がある。これに関してはすでに19 82年に矢内が、障害者の参加できる市民スポーツ を実現するために整備しなければならない6つの条 件をあげている。7 それはまず、施設と用具に関す るものであり、当然ながらそれらの改善や増設が望 まれる。さらに、障害者スポーツに対する意識の改 革が必要であり、それは障害者スポ-ツに対する社 会的意識のみでなく、障害者自身のスポーツに対す る認識の転換も必要である。ほかにも、指導者、情 報の提供、移動の援助、組織に関する問題がある。 組織に関しては、障害者の参加しやすい開かれた組 織づくりと障害者自身によるクラブ組織の設立が望 まれている。

以上のような課題について、現在それぞれ一定の 改善の成果は挙げられてきているが、私たちにとっ て障害者スポーツは市民スポーツとして身近なもの であるとは言えないだけに、それらの課題はまだ充 分解決されているとはいえないだろう。

2 障害者スポーツの意義

前述のように障害者スポーツは、かなり認知され るようになってきたとはいえ、その普及のためには なお多くの問題を残している。しかしながら、障害 者にとってスポーツは重要である。障害者にこそス ポーツが必要であるともいえる。というのも、ま ず、私たちは多くの場合、幼児期に友達同士のから だを使った遊びの中でこころとからだを発達させる が、障害をもつ幼児の場合、障害のためにこの遊び が不足し、結果として心身両面での発達が遅れ、そ れが成人期にまで持ち越されることがあるからであ る。

またそもそも障害者スポーツは、後天的に障害を 負った人へのリハビリテーションとして有効な意味 をもっていた。パラリンピックの発祥の地がイギリ スのストークマンデビル病院であることからも、リ ハビリテーションにおけるスポーツの有効性が理解 できる。当時の第二次世界大戦によって脊髄損傷を 負った人に、リハビリテーションの手段として、ス ポーツは予想以上の優れた効果をもたらしたのだっ た。⁶⁾

日本でも厚生省は、戦後まもなくから障害者のリ ハ訓練にスポーツを取り入れてきた。1971年か らはスポーツ指導を行う運動療法士を医療職として 位置付け、理学療法士や作業療法士と並んで訓練を 行わせている。また1991年には、運動療法士の 養成を目的とした「リハビリテーション体育」専門 職員養成課程を開講するなど、医学的リハ領域にお けるスポーツ訓練を推進してきている。

以上のようなことから、障害者のスポーツは、ま ず医学的な配慮に重点をおく段階からはじまり、 徐々にその必要性がなくなっていき、それから次に 健康や楽しみのために行なわれる段階へいたるとい う、障害者の総合的なリハビリテーションの流れの 中で理解することもできるのである。³⁾

4 体育・スポーツ施設の障害者利用に 関する調査

厚生省は、今後の障害者スポーツのあり方を検討 するため、「障害者スポーツに関する懇談会」を開 き、平成10年にその報告書をまとめた。⁴⁾その中 で、今後の障害者スポーツの基本的な推進方策の考 え方を示したが、そこでは、「生活の中で楽しむこ とができるスポーツ」と「競技としてのスポーツ」 という二つの方向を打ち出しているといえる。その 生活の中で楽しむことのできるスポーツの実現のた めに、「公共的スポーツ施設の利用の促進」が、

「機会の確保」と「指導者の養成」とともにあげら れている。本稿では、この公共的スポーツ施設の障 害者の利用状況について現状を把握し、利用の促進 をはかるうえでの課題を整理するために、各施設に 対してアンケート調査を実施した。そこでは障害者 の利用状況とともに、各施設側で現在実施されてい る障害者スポーツのための配慮と、障害者の利用に 関する意見や要望などを調査した。そこから現状か ら今後の普及へのより具体的な方策の指針が見えて くるのではないかと考えたからである。

障害者が利用しやすいようなスポーツ施設は日本 では、1970年代から80年代にかけて次第に各 地で作られるようになった。そのモデルとなったの は、イギリスのストークマンデビル病院のスポーツ 施設だった。体育館、プール、トレーニングジム、 陸上競技場などが作られ、車椅子で入れるように長 いスロープが設けられたり、指導者講習の部屋や相 談のための部屋が作られたりして交流が図られるよ う工夫された。1)現在、障害のある人が優先的にス ポーツができる施設としては、障害者スポーツセン ター協議会加盟団体施設が19施設ある。このほか、 勤労身体障害者体育施設が34県に34施設あり、勤労 身体障害者教養文化体育施設が28道府県に33ヶ所あ る。²⁾しかし、今後本当の意味で障害者スポーツが 支援され、広く普及していくためには、これら特別 の体育・スポーツ施設があればよいというものでは ない。より身近な施設にもできる限りの配慮が望ま れる。そのようなことからこそ、障害者自身と社会 全体の意識の変化も期待されるのではないだろう か。

そこで今回は、富山県内の比較的規模の大きな公 共の体育・スポーツ施設に対して、障害者の利用状 況についてアンケート調査を行い、30の施設から 回答を得た。

まず、各施設に対する障害者の利用の頻度につい て以下の表1にまとめた。各施設においてどの程度 の利用が見られるのだろうか。

表1 障害者のスポーツ施設利用頻度

利用頻度	施設数
定期的にある	2
時々ある	12
あまりない	12
ない	4

一般の利用者も多くはないといった施設もあるこ とを考えると、大規模の施設においては、充分では ないにしろ比較的利用があると考えてもよいのでは ないだろうか。ただ、定期的に利用のある施設が 2ヶ所であるというのは、まだ改善の余地があると いうことだろう。

次に、各施設において障害者の利用のために行わ れている配慮について質問した。どの程度の配慮を しているかという質問に対して次のような回答が得 られた。(表2)

表2 障害者の利用のための配慮の度合い

配慮の度合い	施設数
おおいに配慮している	3
多少配慮している	17
あまり配慮していない	8
配慮していない	2

障害者の利用に対して何らかの配慮がなされてい る施設が多い。そして、配慮しているという施設に おいては、やはり障害者の利用も多くみられた。こ のことからもやはり、まず施設の整備が求められて いるといえる。

それでは、上記の配慮の内容はどのようなもので あるのか、以下に整理した。(表3)

もっとも多かった内容は、トイレに関するもので あり、それから出入口のスロープ、階段の手摺りに 関するものがみられた。ただ、スロープに関して は、施設の出入口には多く設置されているが、スタ ンドその他の場所へはみられないことが多い。これ は、実際の利用において大きな問題となるのではな いかと考えられる。また、「ソフト面での配慮を目 指している」というところもあり、意識の向上を見 表3 障害者の利用のための配慮の内容

・障害者用トイレを設置している
・スロ-プを設置している
(施設進入用、スタンド進入用)
・階段に手摺りをつけている
・グラウンドに段差をなくしている
・エレベ-タ-、自動ドアを設置している
・更衣室を別に設けている
・点字ブロック、盲人用誘導板を設置している
・利用料金を無料にしている
・専用スタンドを設置している
・ハード面よりソフト面での配慮を目指している

ることができた。

さらに、障害者の利用に対して現在以上の配慮が 必要かどうかという点である。(表4)

必要性	施設数
是非とも必要	5
多少必要	10
あまり必要でない	12
必要でない	3

表4 障害者の利用のための配慮の必要性

この今後の配慮の必要性に関しては、すでに充分 であるために必要のないという場合と、逆に不十分 であるために今後必要であるという場合があると考 えられた。他に必要でないというとき、その施設に おいて実施される競技の性質上、障害者の利用には なじまないのではないかというものもあった。

また次に、障害者の利用のための今後の改善予定 についてである。(表5)スロープは、敷地建物の 都合上、途中から付けるということが難しいという 場合があって、検討する必要がある。

表5 今後の改善予定

・専用の駐車スペ-スを設ける
・階段やトイレに手摺りをつける
・トイレの改修
・玄関を自動ドアにする

23の施設が「改善の予定なし」としているが、そ のうち表4では11の施設がさらに配慮の必要性があ ると回答しており、検討されなければならないだろ う。

各施設の障害者の利用に関する感想、要望として は次のようなものがみられた。まず、障害者の方に ももっと利用してほしいというものが最も多く見ら れた。それから、競技のレベル向上を目指して活動 している利用者についてのものや、逆に、施設が競 技の性質上、なじまないのではないかというもの、 屋外施設のために障害者の利用は困難ではないかと いうものなどがあった。

4 おわりに

かつて障害者スポーツに関する雑誌が2誌発行さ れたことがある。「スペシャルオリンピック」と 「アクティブジャパン」であるが、これらは3年程 で休刊したまま復刊予定はない。「スペシャルオリ ンピック」は季刊で1981年1月に創刊された。 当時この雑誌には「精神薄弱児のための」という形 容がされていたというように、知的発達に障害のあ る人の活動を扱ったものである。それに対して「ア クティブジャパン」は1995年1月に創刊された ものであるが、これは主に身体障害者の活動や大会 を紹介している。これらの雑誌の発刊は、国連が1 981年を「国際障害者年」として「完全参加と平 等」を唱えて、1983年から92年を「国連・障 害者の10年」としてその気運が高まったことと関 係があったといえる。5)しかし、その短期間での休 刊は、やはり障害者スポーツを取り巻く状況の難し さを語っているともいえるのだろう。

そのような中でも富山県は、2000年秋には全 国身体障害者スポーツ大会を開催しており、県内で も、「障害者スポーツの推進を図り、障害者に対す る県民の理解と関心を深めることを目的に」今年で 第3回目の富山県障害者スポーツ大会を開催してい る。競技種目は、卓球と水泳、陸上競技、フライン グディスクである。他にも年間行事として、各種目 の障害者スポーツ教室を催したり、障害者スポーツ 審判員、障害者スポーツ指導者の養成講習会を開催 したり活発に活動してきているといえる。

公共的体育・スポーツ施設も、そのような状況を 反映して何らかの配慮を実施していることが多く、 また意識も比較的高いと言え、障害者の利用も増加 しつつあるといえるのではないかと考えられる。た だ、その現状はやはり充分なものとはいえず、施設 側の自覚となって見られることもあり、今後のさら なる改善が望まれた。また、当然利用者側の声がよ り反映される必要があり、施設側のみでなく今後利 用者の側の意識について調査を進めたい。

文 献

- 藤田紀昭 2001年 「障害者のためのスポーツ 施設」『日本の障害者スポーツ』 日本図書セン ター p.176-179
- 2 後藤 邦夫 2001年『バリアフリーをめざす体 育授業』 杏林書院
- 3 金田安正 2000年 「障害者スポーツ」『21 世紀と体育スポーツ科学の発展』 杏林書院 p.132-138
- 4 厚生省:障害者スポーツに関する懇談会報告 (資料)
- 5 野々宮徹 2003年 「休刊した二つの障害者スポーツ誌」『スポーツ史学会会報ひすぽNo.56』
 p.2-3
- 6 芝田徳造 1992年 『障害者とスポーツ』 文 理閣 p.15
- 7 矢内信夫 1982年 『障害者と市民スポーツ』 ぶどう社 p.8-18

若年労働の諸問題 - 若者の職業意識の変化-

Youth employment problems-changing attitudes toward work among Japanese youth

安留孝子 Takako Yasutome

抄 録

「若者」と「働くこと」をめぐる議論、特に若者 のライフスタイルと職業意識の変化に関する議論が 盛んになっている。他の先進国にくらべて若者の失 業問題は日本では最近までは目立って取り上げられ なかったが、今年の国民生活白書がフリーターに焦 点を当てたように、若者の就業意欲の乏しさ、転職 の多さ等、わが国でも多くの研究や調査がなされる ようになってきた。問題の背景には停滞する経済や 若者の意識・価値観の変化、自分の希望と現実の落 差等があげられる。

本稿では、若者の就業実態や職業意識に関する既 存の統計資料を整理し、「若者」と「働くこと」を めぐる先行の議論を批判的に検討している。そし て、これまで十分に議論がなされなかった若者への 支援について、雇用のみならず広く教育も含めて、 今後の課題に触れることを目的としている。

キーワード 若年労働、フリーター、雇用支援

Abstract

Youth employment difficulties have been less marked in Japan than in most other advanced economies.But as evidenced by many researches and surveys, e.g., the recent White Paper on the National Lifestyle, growing attention is being drawn to the "Freeter" phenomenon and low attachment to labor market among Japanese youth. Stagnant economy, changes in youth attitudes and values, the mismatch between aspirations of school and college graduates and the employment opportunities open to them, are main causes for the problem.

This paper summarizes various arguments put forth surrounding youth labor and points out the necessity of further research and social policy innovation ,since unemployed or inactive youth will have grave consequences for the future.

Keywords

youth labor, freeter, social support for employment

はじめに

~「若者」と「働くこと」をめぐる議論が 取り上げられる背景~

近頃、「若者」と「働くこと」をめぐる議論、特 に若者のライフスタイルや職業意識の変化に関する さまざまな議論が盛んになっている。筆者も働く若 者の一人として、また若者を育てる仕事に従事する 者として、それらの議論に無関心ではいられない。 筆者自身の学生時代(1980年代後半~1990年代半 ば)を振り返ってみると、高校卒業時は大学に進学 し、大学卒業後は正社員として就職することを当た り前だと思って過ごしていたし、周囲の友人を見回 しても皆そうであった。そのため、「働く」という ことに対して「なぜ働かなくてはいけないのか」と いった疑問を抱いたことなど一度もなかった。それ は決して当時の筆者や友人たちの職業意識が特別高 かったわけではないと思う。それならば、現在なぜ これほどまでに「若者」と「働くこと」をめぐる テーマが議論されるのであろうか。

従来わが国の就業形態は、「日本的雇用慣行」の 下、「高校や大学を卒業直後に正社員として企業等 に就職し、そこで技能を蓄積し、原則として定年ま で同一の企業等に勤務する」という働き方が1つの 理念型と認識されてきた。しかし、かつては自明の ことであった「卒業後すぐに正社員として就職す る」という形態は、選択肢のひとつに過ぎなくなっ ている。若者の就職に関する意識は多様化し、若者 を取り巻く就業環境も従来の枠組みとは異なったも のに変化してきている。大学を卒業後に留学をす る、専門学校に通い直す、また大学院に進学する等 の進路を選ぶことも珍しくなく、就業形態も正社員 の他、派遣・契約社員、「フリーター」(1)と呼ばれる 新しい働き方が登場している。内閣府の『国民生活 白書(平成15年度版)』は、「デフレと生活―若年 フリーターの現在」を副題とし、デフレ経済の下で の国民生活、特に若者の働き方や家庭生活の変化を 考察している。それによると、近年、学校を卒業 後、進学もせず正社員としても就職しないで、パー ト・アルバイトで働く、あるいは無職の状態である 「新卒フリーター」が増加しているという。

若者をめぐる議論の中心は、定職に就かず、ある いは定職に就いても長続きせず、家庭も持たず親に 依存する若者に対するバッシングもあれば、若者を 取り巻く社会経済構造の変化を直視し、若者が直面 している問題を指摘するものもある。特に最近の議 論は後者の立場が目立ち、「若者」と「働くこと」 をめぐる議論は彼らを取り巻く厳しい雇用環境との 関連で語られている。例えば小杉は、若者が直面し ている社会環境の変化について「学校卒業時点での 就職が難しくなる一方、アルバイトの口はあるとい う事情」をあげ、さらに若者の職業意識の変化との 関係で「豊かな社会を背景に、『当然働かなけれ ば』という意識の『当然』の部分に『?』が付い た」こと、「『自分に合った仕事』、『自分らし く』を重視する傾向の強まり」をあげている[小杉、 2003a:6]。

その他、各地で開催されるフォーラムのタイトル を見ると、「我が子は負債か財産か―巣立ちの遅れ る若者たち」(第20回「読売・中公女性フォーラム 21」、2003年4月19日)⁽²⁾、「『働けない・働かな い』若者の急増と日本の将来」(東京会議・読売国 際経済懇話会主催「読売国際会議2003」、2003年10 月9日)(3)等、「大人になれない若者たち」の現象の 背景にある家庭と社会の問題、また「就職難」や 「フリーター」をめぐる問題等、若者を取り巻く雇 用環境の変化と日本のデフレ経済、企業・家庭・大 学等の現状との関わりに関するものが取り上げられ ている。また、日々の新聞紙上でも「若者」と「働 くこと」をテーマとする記事が目立つようになって いる。例えば『読売新聞』では、「今どき…ワーク 事情」や「シューカツ(就職活動)今どき事情」を シリーズで掲載し、その中で大学生の就職活動や若 者の就職支援の取り組み事例等を紹介している。

一方、国でも、現在の若者の高い失業率、増加す る無業者・フリーター、高い離職率等の現状への対 策として、厚生労働省等の4府省において若者の就職 支援のための「若者自立・挑戦プラン」が取りまと められ、進められようとしている⁽⁴⁾。

若者をめぐる問題は若者個人の問題として放置す るのではなく、彼らを取り巻く社会経済構造の変化 に目を向け、社会全体として今の若者が直面してい る問題に取り組む必要があると思う。それはわが国 の産業や社会の将来を考えることにつながるからで ある。しかし同時に、若者自身の「社会への態度」 も考慮に入れて検討しなければならないと思う。そ れは、「働けない」あるいは「働かない」若者の問 題は、不況による就職難という現実だけを理由に語 ることはできないと思われるからである。

本稿では、若者の就業実態や職業意識に関する資料を整理するとともに、「若者」と「働くこと」を めぐる先行の議論を批判的に検討することにした い。そしてこれまで十分に議論がなされなかった若 者への支援について、雇用のみならず広く教育も含 め、今後の課題を述べることを目的とする。このこ とは、筆者も含め、これからの若者たちがその人生 の大半で携わることになるであろう「仕事の時間」 を、積極的かつ肯定的な姿勢でどのように関わって いくことができるかを探ることにつながると思う。 尚、「若者」や「フリーター」といった場合、人に よってその指し示す年齢や内容もまちまちである が、特にことわりのない限り、本稿で「若者」とは 「15~35歳未満の者」を指し、「フリーター」とは 「15~35歳未満で学生でも主婦でもない者のうち、 パートタイマーやアルバイトという名称で雇用され ているか、無業でそうした形態で就業したい人」を 指すことにする。

1. 働けない若者・働かない若者の現状

ここでは、内閣府の『国民生活白書(平成15年度版)』に掲載されている統計資料や「若者」と「働くこと」をテーマに検討されている文献等をもとに、新規学卒者の現状、フリーターや早期離職者の問題を概観する。

(1) 新規学卒者の現状

「学校卒業=就職する=正社員として働く」とい う進路は、選択肢のひとつに過ぎなくなっている。 その背景には、さまざまな要因が絡み合っている が、ひとつには新規学卒者(以下、新卒者)の雇用 環境の変化をあげることができるだろう。いまひと つには、「就職自体をあきらめてしまう若者」の姿 が浮かび上がってくる。

a) 増加する学生数に追いつけない求人数

景気低迷の影響により、雇用調整の手段として、 新規採用抑制を行う企業が増加していること、また 学生数の増加(大学卒業者の場合)により、新卒者 の雇用環境は大変厳しくなっている。特に高校生は 少子化の進行に伴い、就職希望者数も減少している が、それ以上に新卒者の求人数が減少している。厚 生労働省の調査によれば、高校卒業者の求人倍率 は、1992年の3.34倍から、2003年には1.21倍と過去最 低の水準になっている。一方、大学卒業者の求人倍 率は、リクルートワークス研究所の調査によると、 1991年3月卒の2.86倍をピークに低下し、2000年には 1倍を割って0.99倍になった後、2003年にはやや回復 して1.30倍となったとされる⁽⁵⁾。

大卒者で仕事のない者が年々増え続けていること について、日本リクルートセンターの道下⁶⁶は、「企 業が採用数を抑えているせいだと思われがちである が、実は採用数は91年ごろと変わっていない。その 代わり、学生数が倍増している。大学生が増えすぎ て、企業が吸収できないというのが実情」としてい る。またこのことと関連して「学生の質」につい て、「企業がぜひ採りたい学生は一割。三割が中間 層で、残りの六割は企業としては『よそへどうぞ』 のレベル」、「コミュニケーション能力というのは 企業が欲しい人材の重要な要素であるが、今、言葉 のキャッチボールができない若者が増えた」と指摘 している。

b)依然厳しい就職内定率

厚生労働省がまとめた就職内定率⁽⁷⁾を見ると、2004 年春に卒業予定の高校生の就職内定率(2003年9月末 現在)は34.4%で、過去最低であった2002年同期を 1.1ポイント上回ったものの依然と厳しい状況にある ことが明らかになっている⁽⁸⁾。一方、大学生の就職内 定率も文部科学省と厚生労働省の調査により明らか になっている⁽⁹⁾。就職内定率60.2%(2003年10月1日現 在)で、2002年同期を3.9ポイント下回り、1996年の 調査開始以来、最低となっているという。内定率低 迷の原因について、文部科学省は、「①景気の先行 き不透明感から学生の公務員志向が強く未定者が多 い、②内定が出る時期がここ数年遅れている、③企 業側が新卒者よりも即戦力の中途採用を求めてい る」等と分析している。

c)新卒無業

~いつ就職をあきらめてしまうのか~

学校卒業後、就職も進学もしていない「無業者」 の存在も増大している。文部科学省の「学校基本調 査」によると、2001年春の大卒者のうち、21.3%が 「無業者」であることが明らかになっている。大久 保は『新卒無業』の中で、新卒無業者とされている 者が「就職しないきっかけ」、「就職戦線への参加 をやめてしまう段階」について整理している[大久 保、2002:179-182]。それによると、第一段階は 「高校から大学への接続の時点」であり、勉強した いという動機もないまま大学に入学した者が、学力 不足や大学生活に馴染めないという理由で大学から 遠ざかってしまうもの、第二段階は「就職活動が始 まるころ」であり、「将来どうなりたいか」考えら れない、「そもそもなぜ仕事をするのか」理解でき ないことから、キャリアガイダンスやセミナーに顔 を出さなくなってしまうものをあげている。さらに 第三段階として、第一志望に受からないくらいなら 妥協してまで就職したくないという「就職戦線の途 中でのリタイア」をあげ、最後に「就職戦線の終 盤」で自分だけが就職内定を獲得できず、友人や教 員とのコミュニケーションを絶ってしまう(最終的 にどうしたのか誰もわからない)というものをあげ ている。

(2) 「フリーター」という働き方を選択する若者

近年の若者の働き方を語る上で欠かせないのが 「フリーター」の存在である。『国民生活白書(平 成15年度版)』では総務省の「労働力調査特別調 査」を用いて、フリーターの数を推計している。そ れによると、フリーターは1990年の183万人から年々 増加し、2001年には417万人となり、15~34歳の若年 人口の9人に1人(12.2%)がフリーターとなっている ことが示されている。労働省(当時)の統計によれ ば、フリーターという存在が社会的問題として認識 されはじめた1982年、その数は約50万人であった ことを考えると急速に増え続けていることがわか る。

小杉は『フリーターという生き方』の中で、フ リーターの働き方と意識について、その実態を統計 や調査結果を使って明らかにしている。以下は小杉 の分析を中心にフリーターの実態について概観して いく。

a)フリーターの年齢層

フリーターの中で最も多いのは20代前半で、フ リーター全体の約半数を占めている。しかし雇用者 全体で見ると、20代前半の若者の割合が極端に高い わけではない。小杉は、90年代初頭前後における正 社員以外の就業形態に就く者の年齢層の変化に注目 し、「アルバイト・パートで働く人の比率は、90年 代初めまでは、高齢男性、中高年・既婚女性が多く を占めており、25歳未満の若年者の比率は少なかっ た。しかし、それが90年代初めの景気後退から急激 に若者が正社員以外の就業形態で働き始めた」とし ている[小杉、2003b:6]。また、「20代前半までのア ルバイト・パート比率は男女で同様な急増を示して いるが、20代後半以降の性による雇用形態の差が大 きい」こと、「年長フリーターの増加」をあげ、 「男性は20代後半にかけてフリーターから脱して正 社員になる移動が少なからず起きているが、それも 次第に移行しなくなっている」、「女性ではさらに アルバイト・パート出現率は高まる」ことを指摘し ている[小杉、2003b:7]。

b) なぜフリーターになったのか

~フリーターという働き方を選択する理由~

小杉の所属する日本労働機構では、現役フリー ターとフリーター経験者97人を対象としたヒアリン グ調査を行い、「フリーターになった理由」を大き く3つに類型化している[日本労働機構、2000]。それ によると、第一の類型は「モラトリアム型」であ り、「職業や将来に対する見通しを持たずに教育機 関を中退・修了し、フリーターとなったタイプ」、

「離職時に当初の見通しがはっきりしないままフ リーターとなったタイプ」とされる。第二の類型 は、「夢追求型」であり、「芸能関係を志向してフ リーターとなったタイプ」、「自分の技能・技術で 身を立てる職業を志向してフリーターとなったタイ プ」とされる。第三の類型は「やむを得ず型」であ り、文字通り、本人の希望とは裏腹に周囲の事情で フリーターになったタイプである。

その他にも、若者が「フリーターを選択する理 由」について指摘しているものを取り上げてみた い。玄田は若者がフリーターを選択する理由につい て、『仕事のなかの曖昧な不安』の中で、「大部分 のフリーターにとっては、明確な意識もないまま、 『自分でもどうしてフリーターになったのか、わか らない』ままフリーターになったというのが真実だ ろう」とし、「本人が自覚しない社会や経済のシス テムによって知らず知らずのうちに選択させられて いる」と述べている[玄田、2001:73]。また、長山は 『若者はなぜ「決められない」か』の中で、「フ リーター自身の意識のなかでは、『仕事』はきわめ て重要で特別な意味を帯びている」、「その真面目 さの故に、彼らは正社員にならずにフリーターをし ている」、「彼らが今、正社員としてはたらくに 至っていないのは、自分のやりたい仕事が見つから ないか、夢はあってもその仕事に就くのが困難だか ら、今は仕方なくフリーターをしながらチャンスを 窺っているのだ」としている[長山、2003:34]。

c)フリーターの就業意識と実態

次に内閣府の2003年の『若年層の意識実態調査』 から、フリーターの意識と実態を把握してみたい。 フリーターのうち、正社員を希望する者の割合は72.2 %で、多くのフリーターが正社員を希望している一 方、もともとパート・アルバイトを希望している者 の割合は14.9%に過ぎないという。また、新卒時と現 在の就業実態の関係については、新卒時に正社員 だった者のうち現在も正社員である者の割合は62.5 %、フリーターになった者の割合は16.9%であり、新 卒時にフリーターだった者のうち現在正社員になっ ている者の割合は31.4%、現在もフリーターである者 の割合は54.8%と、「新卒時にフリーターだった者の 半数以上がそのままフリーターの状態にとどまって いる」ことが明らかになっている。本稿の冒頭で 「新卒フリーター」が増加していることをあげた が、フリーターとなった新卒者がその後もフリー ターにとどまるという現在の傾向が続けば、今後も フリーターの数は増加することが予測できる。

また若者の就業意識について同調査から把握して みると、パート・アルバイトが正社員に就いていな い理由は、「適当な職がない」が69.1%と大半を占 め、「条件にこだわっていないが正規の職がない」 は17.1%しかない。「適当な職がない」ということ は、つまり「自分に合った仕事がない」、「自分の やりたい仕事がない」等ということを意味している のだと思われるが、彼らが考える「自分に合った仕 事」とはどのようなものなのだろうか。この点につ いては筆者が関心のあることのひとつで、次章で議 論してみたい。

その他同調査から、正社員として働いている者と フリーターとの意識の違いについて把握すると、正 社員の方が選択した割合の高い考え方として、「よ り専門的・高度な仕事をしたい」(正社員59.6%、フ リーター46.9%)、「仕事のための勉強は積極的に行 いたい」(正社員68.8%、フリーター63.9%)、「よ り責任のある仕事をしたい」(正社員50.1%、フリー ター36.1%)となっている。一方、フリーターの方が 選択した割合が高い考え方として、「豊かでなくて も気ままに暮らしたい」(正社員78.4%、フリーター 72.4%)、「仕事が面白くなければ辞めればよい」 (正社員24.2%、フリーター47.2%)

(正社員34.2%、フリーター47.2%)、「将来への不 安がある」(正社員74.5%、フリーター82.3%)と なっている。ここからは就業に対する意欲の低いフ リーター像が見えてくる。

特に「親と同居しているか否か」で同じ質問の回 答をみると、親同居のフリーターで「仕事が面白く なければ辞めればよい」という考え方について「あ てはまる」と回答した者の割合は49.2%であり、親と 同居していないフリーターの割合(38.7%)よりも高 いことが明らかになっている。また、「親が子の就 業状態をどのように考えているか」についてフリー ター本人に尋ねた質問でも、「反対していると思 う」と回答した親同居のフリーターの割合は38.9%と なっている。ここからは、生活をする上で働かなけ ればならないという切迫感や正社員への就職に対す る親からのプレッシャーもなく生活しているフリー ター像が見えてくる。就業に対する意識が低くなっ ているのもこのことと関連しているのであろうか。

(3) 就職してもすぐに離職する若者

~いわゆる「7・5・3転職」~

「若者」と「働くこと」をテーマに語るとき、フ リーター問題と並んで重要なのが「離職率の高さ」 であり、いわゆる「7・5・3転職」と言われるもので ある。これは新卒で就職した者のうち、入社後3年以 内に離職する者の割合が、中学卒で7割、高校卒で 5割、大学卒で3割に達する状況を危ぶむ言葉であ る。『国民生活白書(平成15年度版)』では厚生労 働省の「雇用保険被保険者記録」を用いて、各年の3 月に卒業して正社員になった者のうち、1~3年目に 離職した者の割合を示している。1987年からのデー タがあるが、もともと若者は離職する傾向が強く、 最近急に離職率が高まったわけではない。景気が低 迷して就職難となっても新卒者の離職率は下がら ず、1993年頃から上がり始め、特に1995年以降、中 学卒、高校卒、大学卒のそれぞれにおいて離職率が 高水準で推移していることが明らかになっている。 玄田は、「若者が正社員となった会社を辞める理 由」について、失業率との関係で次のように分析し ている。「就職後の失業率が高くなると職探しが難 しくなるために、転職をするのを控えようとする傾 向がある」、「しかし、その会社に入社する前の就 職活動の段階で失業率が高いと、満足のいく納得し た就職ではないために、その後、転職を決意しやす くなる」というものである[玄田、2001:95-96]。

2. 「若者」と「働くこと」をめぐる議論

これまで若者の就業実態や職業意識に関する統計 資料やそれらを分析した先行の議論を概観してき た。フリーターにしても早期離職にしても、その背 景には社会的・個人的なさまざまな要因が複雑に絡 み合っている。そのため、主要な要因が何であり、 何が問題となっているのかは、論者のとるスタンス によって異なっており、統一的な見解を出すのは容 易ではない。しかしながら、「若者」と「働くこ と」をめぐる問題は、若者を取り巻く環境的要因も さることながら、若者自身の「社会に対する態度」 の変化に負うところも大きいのではないだろうか。 もちろん、若者の意識や態度の変化は外部の彼らを 取り巻く環境に大きく影響を受けているだろうか ら、両者は互いに関連しているといえる。ここで は、「若者」と「働くこと」をめぐる問題を取り上 げている論者の見解を取り上げ、それらを批判的に 検討しながら筆者なりの見解を示すことにする。

(1) 若者は本当に「社会的弱者」か?

現代の若者世代が直面している社会問題に関心を 持つ社会学者である宮本は、『若者が《社会的弱 者》に転落する』の中で、若者を一面的にとらえる のではなく、教育、雇用、家庭などの若者をめぐる 問題をデータや事例を用いて、さまざまな側面から 分析している[宮本、2002]。筆者はこのタイトルにも ある「社会的弱者」という言葉に違和感を覚えずに はいられなかった。果たして若者は本当に「社会的 弱者」なのだろうか。もし若者の中に「社会的弱 者」と呼ばれる者がいるのなら、それは「何かをや りたい」と決意して、労力を惜しまず努力し、通常 であれば成し遂げられることなのに、経済的理由や 心身の障害等によってそのチャンスが与えられない 者のことをいうのではないだろうか。このような問 題があって「社会的弱者」となっている若者がいた ら、早急に解決しなければならないであろう。今は 「何かをやりたいという意欲」や「働く動機」さえ も失ってしまっている若者が多いのかもしれない。

また「社会的弱者」となっているのは若者だけな のであろうか。年齢よりも、本人の実力そのもので 左右される時代になってきているのが現代社会の特 徴ではないだろうか。年功序列、終身雇用の社会で あれば、ある意味、若者は「社会的弱者」であり、 年配者は強者であるかもしれない。しかし、それが 時代の変化とともになくなっていく今、若者であっ ても実力を発揮し、社会的強者になりうるだろう し、年配者の中で今は高い地位にある者であって も、必ずしも安泰ではないということになる。

(2) 若者世代が直面する理想と現実のギャップの真相とは

~マニュアルワークと世代間の思想の

ギャップ・ねじれによる人間不信~ 前章でも取り上げたように、若者の間には無業者 やフリーター、早期離職者が増加している。その背 景として宮本は、「若年労働市場の悪化による就職 難」、幸運にも就職できた若者たちであっても「理 想と現実のギャップ」、「彼らの描いてきたものと はあまりにもかけ離れた企業社会の過酷な現実(経 営悪化の中の人減らしの進行、一人当たりの仕事量 の増加、残業手当カット等)」があると指摘する[宮 本、2002:33-34]。

また若者の離職率の増加について、欧米諸国のよ うに目立って問題視されないのは、それが今のとこ ろ犯罪に結びついていないこと、そして離職理由の 多くが「自分に合った職」、「プライドを保てる 職」にこだわるために、なかなか就職せず、また自 分に向かないと感じた仕事はやめてしまうという 「自発的離職」による「ぜいたく失業」だからだと いう指摘がある[山田、1999:104-106]。この点につ いて玄田は「若者の失業はそのすべてが必ずしも 『ぜいたくな失業』ではない」とし、「こだわりを 持てる仕事に出会う可能性が低下していることが、 現在就業中の仕事への定着を弱め、失業や転職を発 生させている」と指摘している[玄田、2001:58-59]。

筆者は、若者のフリーター化を促進する要因、離 職率を高める要因について、各論者とは全く異なる 独自の考えを持っている。これはあくまでも仮説で あるが、要因をふたつあげてみたい。ひとつには 「業務のマニュアル化」があげられるのではない か。現代の仕事の多くは、年数を重ねることにメ リットを見出せる熟練を必要とするものではなく、 業務がマニュアル化(誰にでもできるマニュアル ワーク)しているように思える。仕事内容が人と接 するものか、そうでないかの違いはあるが、仕事の 大部分がマニュアル化している。そのため、仕事や その職場に対する執着心が芽生えにくい。もちろ ん、要因をそれだけに求めるわけではない。いまひ とつの要因として「世代間の思想のギャップ・ねじ れ」現象をあげてみたい。現在、職場には大きく3 つの世代が同居している。いわゆる「団塊」、「バ ブル期 |、「バブル崩壊後 | の世代である。世代間 のギャップとは、それぞれの生きてきた時代背景の 違いだけを指すのではなく、それぞれが入社した時 期にその企業にどのような人材が入社したかが問題

となる。人気業種の変化は激しく、例えば、鉄鋼業 はかつては東大をはじめとする有名・難関大学の卒 業生が就職していたが、現在は決して難関とはいえ ない普通の大学、高卒者であっても入社できるよう になっている。コンピューター業界ではその逆の現 象がある。バブル崩壊後はインターネットブームも あり、大卒者が多く入社するようになっている。入 社時期によって、異なる能力(出身校のレベル、学 歴等)を持つ者、それと関連して育った環境が大き く異なる者が同じ職場で働くことになる。両者の間 に真の会話は成立せず、互いに分かり合えず人間不 信に至り、人間関係が原因で仕事を辞めていくこと になる。先行の議論の中には「仕事が合わない」こ とにより離職していく若者があげられていたが、筆 者自身は「仕事が合わない」のではなく、「人と合 わない」、つまり「世代間の思想のギャップ・ねじ れ | 現象による人間関係の不成立を原因とする離職 が多いのではないかと思う。

(3) 「自分に合った仕事」の意味

~「やりたい仕事」と

「身の丈に合った仕事」~

先行の議論では、「働けない」若者の原因として 雇用環境の悪化による就職難が大きくとり上げられ ているが、実際のところはどうなのであろうか。筆 者は雇用環境の厳しさは認めている。しかし、就職 できないといわれる若者の中には「自分に合った仕 事」、「自分らしさ」を重視するあまり、理想を追 い求めすぎて就職できない者も多いのではないかと 思う。「なりたい職業」、「入りたい会社」、「理 想の労働条件」等、すべてを自分の思い通りにする ことは不可能に近い。それは若者であるからとか、 不況下の現代であるからとかではなく、どの世代、 どの時代であっても同様であろう。また「自分のや りたいこと」をすべて若者が実現できる社会など、 これまでもあったであろうか。しかしそういう現実 の中でも、「自分のやりたいこと」を見つけ、その 実現のために自ら道を切り拓いて前進する若者もい る。また、今は少し労働条件が悪くても辛抱して、 次のステップにつなげるとか、金銭よりもやりがい

のある仕事を見つけるとか、生き方はいろいろであ る。

転職についてもそれは決して悪いことではないと 思う。学校を卒業後すぐに就職する場合、就業経験 もなく、職に関する情報も乏しいため、実際に就職 してみて自分に合わないということもあり得る。職 業生活を経ることによって、自分の適性や社会の情 勢等もより理解できるようになり、自分の能力を見 つけることができれば、それは労働者にとっても社 会にとっても望ましいことである。もちろん忍耐力 に欠け、少し気に入らないことがあっただけで離職 転職を繰り返す若者には感心しない。

若者たちにとって「自分に合った仕事」とはどの ようなものなのであろうか。「就職できない」とい う若者の中には、自分の能力を知らないで、能力以 上の仕事を求めて「仕事がない」と安易に無業やフ リーターの道を選択する者もいるのではないか。選 り好みしなければ、仕事はないわけではない。それ を証拠に、どんなに不況と言われても、土日の新聞 には必ず「求人広告」が掲載される。また転職雑誌 は毎週欠かさず発売される。他の論者は取り上げて いないが、「働けない」若者が増えているのは雇用 環境の悪化だけが原因なのではなく、若者が自分の 「身の丈に合った仕事」を選ばないこともひとつの 大きな原因であると思う。

3. 若者への支援の課題

~「働くこと」の意味や喜びを体験できる 仕組みづくり~

わが国では若者をめぐる議論が盛んであり、若者 に関する研究は多くなされているが、若者の現象に ついて取り上げる研究の多くは、若者への支援策に ついて十分検討されてこなかったように思う。しか し、前出の宮本はこれからの若者政策として、① 「教育コストは本人負担という仕組み」、②「学生 の仕事を職業につなげる」、③「社会に若者を託す 仕組み、若者が自分を試す時期を作る」という3つ の具体的な提案をしている[宮本、2002:157-171]。 ここでは今後の若者への支援について、宮本の提案 をもとに、雇用のみならず広く教育も含め、今後の 若者への支援、若者を見守っていく姿勢について検 討してみたい。

まずひとつ目の提案であるが、超高学歴の時代に 入った現在、学生が自分の責任で教育を受けられる ように支援する仕組み、若者が自立できる仕組みを つくるというものであり、この提案は筆者も大賛成 である。わが国には現在も奨学金制度はあるが、そ の水準はとても低い。筆者自身、自分の学生時代を 振り返ってみると、親の経済的負担は相当大きかっ たにもかかわらず、学資の重みを真に感じたのは 「自分で働いて得たお金で学び始めてから」であ る。学ぶ意欲はあるのに経済的理由で学ぶチャンス を与えられない若者たちは、そのチャンスを得るこ とができる。またそうでない若者たちであっても、 自分で学費を負担する(将来、返還していく)こと になれば、目的意識も高くなり、学んだことを将来 社会の中で生かしていこうという意欲、ひいては 「働くこと」への意欲も強くなるであろう。しかし 現在の奨学金制度であっても、筆者の周囲には就職 後1~2年で結婚退職したため、親が返還をしてい る、あるいは夫の収入から返還しているといった無 自覚者も少なくないため、この制度が万能であるか はわからない。ただ、これまでは一部の者に限られ ていた融資を受けられる対象が広がることは、それ だけ自分の力で学ぶチャンスを得て、「自立する機 会」を与えられる若者が増えることを意味すること は確かである。

ふたつ目は、学生が「働くこと」を、職業訓練の 一環として位置付け、キャリア形成の出発点として いくことであり、近頃盛んになりつつあるインター ンシップ制度⁽¹⁰⁾のことである。学生時代に「働くこ と」の意味を考え、「働くこと」の喜びを体験でき る機会を得ることは大変重要であり、今後、高校や 大学において意識的に取り組んでいく必要があると 思う。インターンシップとは異なるが、筆者の勤務 する福祉系短期大学では、多くの学生が福祉施設で の実習やボランティアを経験する。一般大学の学生 とは入学の目的が異なっているので、ここで例を出 してももちろん一般的な若者像には当てはまらない かもしれないが、学生時代の職業経験という意味で は、福祉施設での実習やボランティアも学生時代に 社会との接点を得るひとつの方法となっているた め、簡単に取り上げ考えてみたい。

社会福祉を専門に学ぶ学校では、施設での実習を 行ったり、ボランティアをはじめ、地域の行事に積 極的に参加することを勧めている。学生は入学当初 から、社会福祉に関する仕事に就くことを希望して いる。そのため、その他の一般の大学に比べると、 将来の志望は明確である。しかしながら、「やりた いことがわからないので何となく(福祉を選ん だ)」、「先生に勧められたから」等の理由で入学 し、入学後に自分のやりたいことを模索し始める者 もいる。また勉強を続けていくうちに、当初の目標 をあきらめていく者も少なくない。それは一般大学 同様である。実習では現場の担当者の指導の下、他 の職員同様、施設の業務をこなす。期間は2週間から 4週間程度である。実習に出て、現場の職員と将来の 自分の姿を重ね合わせ、実習前よりも勉強に励む学 生、施設の利用者との触れ合いの経験により、やり がいを感じる学生などがいる。それとは逆に、自分 に福祉の仕事は合わないと感じ、進路変更する学生 もいる。ボランティア経験後の学生の変化も同様の 傾向である。実習やボランティア経験は、学生に とって将来の仕事が自分の適性に合うかどうか、や りがいを感じられるかどうかを判断できる貴重な機 会でもある。それと同時に、施設などの職場におい ても、学生がこれまでどこでどのような実習やボラ ンティアを経験してきたかが採用試験の際、重要な ポイントのひとつとなっているようである。そのこ とは学生にとって、実習やボランティアさえも就職 活動のような位置付けになってしまい、ますます窮 屈な学生生活の印象を与えるようにも思える。しか し、学生に「働くこと」の意味を考えさせる機会を 与え、社会との接点を学生時代から持つことができ るというメリットもある。実習は学校の指導のもと で行われるものであるが、実習後は、これまでボラ ンティアなどに積極的に参加したことのない学生で も、自ら情報を集めてボランティア先に自主的に出 向くようになっている。学生は実習やボランティア を経験して、確実に成長するのである。

以上は筆者の勤務する短大やこれまで勤務した専 門学校の例であり、先述したように一般大学の場合 は、同様にはいかないかもしれない。しかも、選ば なければ誰でも大学に進学できる時代にあっては、 明確な目的をもって大学に入学する学生ばかりでな いであろう。宮本は大学の教育がらみでインターン シップ制度を推進することは若者の自主性を損なう と懸念しているが、筆者はそれであっても自分の学 生時代にそのような制度があればもっと有意義な学 生生活が送れたのではないかと思う。「(働くこと について考える)きっかけを提供する」という形の 支援は重要であり、自主性を損なうものではないと 考える。その意味からすると、今の学生は恵まれて いる。たとえやる気のない学生であっても、さまざ まな策を講じようという大人たちがいるのである。 目の前にある制度をどう活用していくかは、若者次 第である。

最後の提案は、地域社会で若者が多くの人々と出 会い、さまざまな経験をしながら成長していくこと を支援していこうというものである。具体的には、 親や学校の教師以外の人々と交流できる場を作るこ と等である。

近年、日本でも子どもたちが学校以外で過ごす場 所を作ろうという取組みは始まっている。「不登校 者」の受け皿や「引きこもる若者」への支援から始 まったものが目立つ。地域における社会的課題とし て、NPO法人などの民間団体が取り組む例もある。 もちろんこれらは現代社会の中で問題となっている 事柄への取組みであり重要であるが、多くの若者た ちが子どもの頃からもっと自然に地域社会と関わる 機会を持つことはできないだろうか。学校教育の中 でも、積極的に地域の大人たちが子供たちと触れ合 う機会を持っている学校もある。筆者が小学生の頃

(20数年前)は、学校教育の中でそのような機会を 設けなくても、町内の子ども会の行事や地域のバス ケットボールチームに参加し、自然に自分の親以外 の大人たちや、兄弟以外の同年代の子どもたちと接 する機会があった。筆者よりも下の世代の若者、あ るいはこれから青年期を迎えることになる小・中学 生などにとって、自然に地域社会に関わることは困

57

難な時代になってしまったのかもしれない。日常の 中で多くの人々と触れ合い、喜怒哀楽も含め、さま ざまな自分の姿に気付いていく機会、社会と日常的 につながる機会が失われているのである。人とのつ ながりの中で自分の存在を認識できれば、「働くこ と」で社会の一員となっていくことについての認識 も深まるのではないかと思う。これから青年期を迎 える者たちに対してどのような支援ができるかを学 校はもちろんのこと、身近な地域の中で考えていく 必要がある。

おわりに

本稿では、「若者」と「働くこと」をテーマにし て、就業実態や職業意識に関する統計資料や先行の 議論を検討してきた。そこでは、「働けない」若者 について、雇用環境の悪化だけではないその他の原 因として考えられるものを指摘してきた。しかし、

「働くこと」を通して社会とつながっていこうとし ない若者やコミュニケーション能力等の問題につい て十分に議論することができなかった。その点は今 後の課題としたいと思う。

また最後に、若者への支援策に関する先行の議論 や提案をヒントに、雇用だけではなく広く教育も含 め、若者を見守っていく取り組みや姿勢を身近なこ とから考えてみた。そこでは、若者が学生時代から 「働くこと」の意味を考えたり、広く社会とつなが る機会をもてるような仕組みを教育の中に意識的に 取り入れていくこと等にふれた。

紙面の限りもあり、若者への支援も学生に対する ものに限られ、また直接的な就職支援という側面で はなく広く教育の中で「働くこと」の意味を考え学 ぶ機会の必要性だけを述べてきた。そのため、早急 に取り組むべき緊急性のあるものや「離職をくり返 す若者」、「年長フリーター」等への支援、またそ れらへの国の取り組みとの関係についてはほとんど ふれることができなかった。筆者自身はフリーター という働き方を問題視し、彼らの意識そのものを変 えていくことは困難であると考えている。雇用形態 が多様化する現代、フリーターもライフスタイルの ひとつ、働き方の選択肢の中のひとつとしてとら え、「たとえ一時的にフリーターとなっても、いつ でも再起可能な仕組み」を作り出すことの方が重要 であると思う。そのとき、就職支援の仕組み(それ に関する情報が彼らフリーターに届くようにするこ とも含めて)はもちろんのこと、広く日本の雇用慣 行の問題、年金制度等の社会保障のあり方の問題等 にもふれながら検討していく必要がある。それらに ついても今後の研究課題としていきたいと思う。

[注]

- (1) 「フリーター」という言葉は、1980年代後 半、アルバイト情報誌『フロム・エー』によっ て広められた、「フリー・アルバイター」を略 した造語である。当時増加しつつあった、「学 校を卒業しても定職に就かずアルバイトで生計 を立てる若者」を指してそう呼んだのが始まり であった。そしてその若者達は「何らかの目標 を実現するため、あるいは組織に縛られない生 き方を望み、あえて正社員ではなくアルバイト を選択する若者」であった。調査や統計での扱 われ方をみると、内閣府の「国民生活白書(平 成15年度版)」では、正社員を希望していても やむを得ずパート・アルバイトになる人が多い という現実を踏まえ、フリーターを「15~34歳 の若年(ただし、学生と主婦を除く)のうち、 パート・アルバイト(派遣等を含む)及び働く 意志のある無職の人」と定義している。
- (2) フォーラムの内容の詳細については、『読売新 聞』(2003年5月10日付け)参照のこと。
- (3) フォーラムの内容の詳細については、『読売新 聞』(2003年10月18日付け)参照のこと。
- (4) 具体的な施策として①教育段階から職業定着に 至るキャリア形成・就職支援、②若年労働市場 の整備、③若年者の能力の向上/就業選択肢の 拡大、④若年者の就業機会創出。その他、地域 による若年者のための新たな仕組みの整備があ る。
- (5) 内閣府『国民生活白書(平成15年度版)』51頁。
- (6) 前出のフォーラム「我が子は負債か財産か―巣

立ちの遅れる若者たち」のパネラーに就職プロ デューサーのとして参加した際の発言。コミュ ニケーション能力が不足している若者につい て、「一方的に自分の知識を語るばかりで、相 手の状況を判断していない。これはひとつには 家庭での親子の会話が成立していないせいだろ う。日々のやりとりも、若者の自立への一歩の はず」と述べている。

- (7)「就職内定率」とは、「就職希望者のうち、企業等から内定を得た者(内定者)の比率」である。「就職内定率」を算出する際の分母に該当する「就職希望者数」とは「内定者数」と「就職を希望する未内定者数」の和であるが、この「就職を希望する未内定者数」には「途中で就職をあきらめ、就職活動をやめてしまった学生」は含まれない。この「途中で就職をあきらめてしまった学生」は「就職内定率」の数字では把握できない。
- (8) 『朝日新聞』2003年11月15日付け。
- (9) 『読売新聞』2003年11月15日付け。
- (10) インターンシップ制度とは学生や生徒が在学中 に授業の一環として企業等で就業体験する制 度。学生は具体的な職業選択の参考にすること が、また企業側は人材のミスマッチを避けるこ とができるといわれている。しかし、実際には インターンの学生は企業に《お客さん扱い》さ れるだけで就業体験までには至らない、何のた めにインターンをするのかというという目的が 明確でない学生がいる等の実態もあり、課題は 多い。筆者は今後、企業の他、NPOへのイン ターンシップが期待できると思う。またその取 り組みも進んでいる。大学のもつ専門性にNPO がもつ事業力や実践力を盛り込むことで、教育 力も増すのではないかと考える。NPOにおける インターンシップについては、NPOサポートセ ンター(2002)を参照のこと。

[参考・引用文献]

NPOサポートセンター(2002)『ステップアップ をめざして―NPOにおけるインターンシップ推進事 業―』

大久保幸夫編(2002)『新卒無業―なぜ、彼らは 就職しないのか』東洋経済新報社

太田肇(2003) 『選別主義を超えて―「個の時 代」への組織革命』中公新書

玄田有史(2001) 『仕事のなかの曖昧な不安─揺 れる若年の現在』中央公論新社

厚生労働省(2003)『厚生労働白書』

小杉礼子(2003a)「若年者のライフスタイルと職 業観」『厚生労働』8月号、6-7頁

小杉礼子(2003b) 『フリーターという生き方』勁 草書房

小浜逸郎(2002)『人はなぜ働かなくてはならな いのか―新しい生の哲学のために』洋泉社

橘木俊詔(1997)『ライフサイクルの経済学』筑 摩書房

橘木俊詔(2002)『安心の経済学』岩波書店 内閣府(2003a)『国民生活白書』 内閣府(2003b)『若年者の意識実態調査』 長山靖生(2003)『若者はなぜ「決められない」

か』筑摩書房

日本労働機構(2000)『フリーターの意識と実態 -97人へのヒアリング調査より』調査研究報告書136 号

富田富士也(2001) 『学校は出たけれど』北水

フリーター研究会編(2001)『フリーターがわか る本』数研出版

宮本みち子(2002)『若者が《社会的弱者》に転 落する』洋泉社

文部科学省(2000)『学校基本調査』

山田昌弘(1999)『パラサイト・シングルの時 代』筑摩書房

Esping-Andersen,G., Social Foundations of Postindustrial Economies,Oxford:Oxford University Press(1999). (渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業 経済の社会的基礎』桜井書店)

石	津	孝治	講	師	(所 属)(介護福祉専攻)
久	保	美由紀	講	師	(社会福祉専攻)
杉	谷	利枝子	教	授	(社会福祉専攻)
永	野	なおみ	講	師	(社会福祉専攻)
森		恭 子	講	師	(社会福祉専攻)
森		美佐紀	講	師	(社会福祉専攻)
安	留	孝 子	講	師	(社会福祉専攻)

紀要編集委員会委員

手塚昌郷・森 恭子・石津孝治・石原恵子
 2004年3月10日印刷 編集者 富山福祉短期大学紀要編集委員会
 2004年3月10日発行 発行者 富山福祉短期大学
 印刷所 ㈱タニグチ印刷